

2025 年度運動方針

I. はじめに

東京自治労連と単組・局支部は、昨年の第 36 回大会の確認に基づき、職場活動を基本に要求実現と組合加入の推進を車の両輪とした運動の具体化を図り、職場の労働組合の確立・強化と、平和と民主主義を守り、憲法 9 条改憲発議の阻止をめざすなど、国民が安心できる政治の実現に向けて運動をすすめてきました。

24 都区賃金確定闘争において、高齢期職員の賃金水準の改善と、再任用職員の一時金支給月数の改善を強く求め闘ったものの、いずれについても勧告尊重の姿勢を固持したことで、中高年層や再任用職員の怒りはピークに達しています。

新自由主義に基づく人員削減や事務事業の外部化の問題などコロナ禍や度重なる自然災害で浮き彫りになった一方、自治体の役割や自治体業務の重要性が明らかになりましたが、実際の自治体職場では、疲弊した職場体制が今も継続しています。多くの職場が長時間過密労働を強いられ、激務に耐えられずメンタル不全や体調を壊し早期退職する職員も後を絶たしません。若手職員の離職も止まらない状況が続く、自治体職場全体が危機的状況となっています。労働時間の把握と長時間労働の是正は、当局の責任であり、時間外労働の上限規制を含む安全配慮義務に基づく対応を強く求める必要があります。そのためにも、職場の実態を明らかにし、職場環境改善の取り組みを通じての職員の命と健康を守る運動は、まさに労働組合に課せられた大きな課題です。

2025 国民春闘では、国民・労働者の生活を守るために、物価高を超える大幅賃上げの速やかな実現をめざし、労働者の雇用や中小企業の生業を守り、医療・公衆衛生などの社会保障と公務公共の拡充が求められています。いまこそ職場要求の実現や強大な労働組合の建設に向けて力を尽くすことが重要です。安心できる社会を実現すること、住民のいのちとくらしを守るための春闘であり、私たちの要求が実現できるかが大きなカギになります。新自由主義に基づく人員削減や事務事業の外部化の問題などが、コロナ禍や度重なる自然災害で浮き彫りになった一方、自治体の役割や自治体業務の重要性も明らかになりました。職員の健康と住民のいのちとくらしを守るためには、職員の増員しかありません。自治体労働組合として、自治体職場を守り職員を守る運動も今春闘の重要な課題となります。

石破首相は政権発足後、総裁選挙時の公約を反故にしたまま、10 月 27 日投開票の衆議院選挙を迎えまわした。そこで国民の審判を受け、自由民主党・公明両党の合計議席数は過半数を割り込んだものの、11 月 11 日召集の特別国会で引き続き首相に選出され、少数与党として困難な政権運営を余儀なくされています。石破首相は、経済政策について岸田政権の方針継続を強調し、デフレ経済からの完全な脱却とコストカット型経済から高付価値創出型経済への転換を掲げています。焦点となるのは、日本経済の中長期的な供給力を向上させる取り組みであるとして、石破首相は、就任早々に地方創生に関して「新しい地方経済・生活環境創成本部」を設置し、生産性向上の実現に向けた議論を進めています。

私たちは、国民が安心できる政治の実現に向けた闘いを進めなければなりません。

本大会は、東京自治労連の運動を総括、向こう一年間の方針を明らかにするとともに、東京自治労連の増勢と次世代育成の土台をつくるため、単組・局支部と東京自治労連が団結して今後のとりくみの推進を確認していきます。

II. 1 年を振り返って

1. 戦争法・共謀罪を廃止し、改憲・改憲発議を許さず平和と民主主義を守るたたかい

(1) 改憲発議を許さず、平和憲法を守る共同を広げるとりくみ

- 1) 東京地評・憲法東京共同センターに結集し、毎月の定例「9 の日宣伝」、「戦争させない 9 条壊すな！総がかり行動実行委員会」等が呼びかける「国会前 19 日行動」や、有明防災公園で 5 月 3 日に開催された「2024 憲法大集会」に約 150 人、11 月 3 日に国会前で行われた「秋の憲法大行動」には約 25 人が参加し、憲法改悪反対の声を上げました。
- 2) 東京自治労連憲法闘争本部を毎月開催し、憲法・平和のとりくみを進めてきました。
- 3) 「憲法をいかす自治体労働者東京連絡会」として、署名宣伝活動を毎月各地域の責任団体を中心に計画し実施してきました。各地域の地域労連等や原水協などの関係団体にも呼びかけ、共同したとりくみが進み運動が広がりました。

また都知事選挙を 1 か月後に控えた 6 月 7 日には「憲法をいかす都政の実現に向け、自治体労働者として都知事選に取り組む」をテーマに前川喜平氏を講師に講演会を開催し、60 名以上が参加しました。さらに 11 月 22 日には第 20 回総会・講演会を開催し、山口真美弁護士から「包括的指示権の危険性～守ろう地方自治、活かそう地方自治～」をテーマに講演をいただき、約 50 人が参加しました。「改正」された地方自治法により、私たち自治体労働者の仕事や住民への影響を学習することができました。

(2) 職場・地域から「核兵器廃絶」をめざす取り組み

- 1) 原水爆禁止 2024 世界大会の成功に向けて、単組・局支部に参加を呼びかけ、18 名が参加しました。また、期間中に開催される自治労連主催の「自治体労働者平和のつどい」へも 10 人が参加しています。核兵器廃絶の運動を若い世代に引き継ぐため、東京自治労連として青年層への参加費補助をおこない 2 名を派遣しました。被爆 80 年に向け参加者をさらに増やすとりくみが求められます。
- 2) 3・1 ビキニ集会への参加をオンラインも含めて呼びかけ、12 名が参加しました。
- 3) 「唯一の戦争被爆国日本政府に核兵器禁止条約の批准・署名を求める署名」を定例憲法宣伝で呼びかけるとりくみを進めてきました。締約国会議にオブザーバー参加さえしない日本政府に対して核兵器廃絶を求める声を届けるため引き続きとりくむ必要があります。

(3) 米軍基地再編強化阻止、オスプレイ配備反対、日米安保条約廃棄に向けた取り組み

- 1) オスプレイ配備反対集会実行委員会に参加し、「横田基地にオスプレイはいらない」11.24 東京大集会に全体で 600 人、東京自治労連から 12 人が参加しました。オスプレイの危険性はもちろん、有機フッ素化合物(PFAS)による水質汚染問題と合わせて日米地位協定抜本改定と結合して大きく広げる必要があります。
- 2) 安保破棄実行委員会に参加し運動を進めてきました。11 月 16 日(土)にオンラインで開催され、「なくそう! 軍事同盟・米軍基地 2024 年日本平和大会」への参加を呼びかけました。世界で戦争が続く中であって日本から反対の声をさらに上げていくことが重要です。

(4) 民主主義を守るたたかいや争議団勝利のとりくみ

- 1) 全労連・東京地評争に結集し、単組・局支部とともに支援総行動への参加や支援のための物資販売等に取り組みできました。

2. 春闘、全国一律最賃 1,500 円、公契約適正化、公務員賃金改善の「社会的な賃金闘争」を官民共同ですすめ、8 時間働いて普通に暮らせる社会の実現をめざすとりくみ

(1) 職場・地域・官民共同で全国一律最低賃金制度等の確立を求めるとりくみ

国民春闘共闘委員会・東京春闘共闘会議のこれまでの春闘の最大の教訓は、「力を合わせることで前進を図ってきたことにあります。統一要求、統一行動など統一闘争への結集をいっそう強めることで闘う労働組合の本領を発揮し、賃上げや労働条件改善など官民一体の闘いを作り上げてきました。

24 国民春闘では、物価高騰が始まった 2021 年以降の最低生計費試算調査の結果を踏まえ、最低賃金要求「いますぐ全国一律 1,500 円、めざせ 1,700 円」を掲げとりくみをすすめてきました。

8 月 29 日に全ての都道府県で 2024 年度の最低賃金の引き上げ答申が出揃いました。答申通りにいけば、加重平均は 1,055 円となり、前年比で 51 円の引き上げで、額・率ともに過去最高となる引き上げ答申です。これは、あまりにも低い最低賃金の改善を求める労働者の声と運動により導き出されたものです。中央最低賃金審査会は、過去最高の目安 50 円を答申しました。しかし、C ランクの全ての地方最低賃金審議会をはじめ 6 割近い地方最低賃金審議会が目安を上回る答申を出したことは、地域間格差解消も求める私たちの運動と最低賃金近傍で働く労働者の怒りの表われにほかなりません。

また、最高額の東京の 1,163 円と最低額の 951 円の格差は 212 円となり、比率は 81.8%で昨年度 80.2%から若干縮まりました。

(2) 25 春闘へ向けた取り組み

24 年 5 月 1 日開催の第 95 回中央メーデーは、「大幅賃上げ」「平和憲法守ろう」などをスローガンに「代々木公園」で、三多摩メーデーは「働く者の団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」をスローガンに、「井の頭公園」で開催されました。雨が降る中、中央メーデーには 706 人、三多摩メーデーに 50 人、合計 756 人が参加しました。

東京自治労連は「2025 国民春闘討論集会」を 12 月 7 日から 8 日にかけて開催しました。記念講演では、全労連黒澤事務局長が「2025 国民春闘の情勢と課題、全労働者の賃上げ実現に向けて自治体労働者の春闘を闘う意義」について述べ、組合運動のバージョンアップの必要性を訴えました。

また、12 月 7 日には、自治労連 2025 国民春闘討論集会も開催され、記念講演「BAN IS OUR CHOICE—核兵器のない世界を選択する—」をオンラインで視聴参加しました。

12 月 21 日には、関東甲越ブロック主催の 2025 春闘学習交流集会に参加し、三重短期大学准教授の川上哲さんから「自公過半数割れのもとでの政治情勢と 25 春闘のたたかい」についての講演を受けました。

(3) 人事院勧告を受け東京都市長会長・町村会長へ要請

8月8日に出された人事院勧告での「給与制度のアップデート（社会と公務の変化に応じた給与制度の整備）」が示されました。地域手当の見直しは、都道府県単位とされたものの、現行水準を下回る地域も多く、20%もの格差は残り、「中核的な市」等への措置もあり地域間格差の改善とはなっていません。

とりわけ、多摩地域における2024年12月時点での、地域手当の国基準支給率は、16%（9市）、15%（10市）、12%（2市）、10%（2市）、6%（2市）、3%（1市）となっています。特に4市においては、人材確保のために独自に国基準支給率を超えて支給しています。

東京自治労連は、2024年人事院勧告における地域手当の大きくくり化について、9月18日東京都市長会長及び町村会長に対し、「多摩地域においては、市町村ごとにそれぞれ独自性もあるということもあって、配置がかなり市ごとにバラつきがあると率直に感じている。島の方はほとんどゼロという状況。今回、都道府県単位での割付ならば、東京都市町村では16%になると思われる。」「どこで働いていても、本来であれば20%、地域手当そのものも本給に繰り入れるべきではないかという考え方である。多摩の働く自治体労働者に対して、財源の問題など、困難な課題があるが、市長会・町村会として、統一的な対応をとっていただきたい」と要請をおこないました。

(4) 10.15 公民共同の取り組み

24国民春闘での賃上げの流れを切らさず、公務の賃金確定闘争勝利につなげる取り組みにしようと、例年取り組んでいた10・15自治労連全国統一行動・現業統一闘争の集会を大幅に見直し、「公民共同で切り開いた賃金引上げを、秋季年末闘争に。公務の大幅賃上げ実現で、25春闘につなげよう」をスローガンに民間労組とともに、東京春闘共闘とすすめてきました。

会場を都庁第一本庁舎の北側歩道に配置し、集会参加者の背後には、第一庁舎に映りだされた「豪華？プロジェクトマッピング」がきらびやかに点灯していました。

初めてとなる公民共同の集会に加え、コロナ禍以降久しぶりの屋外での集会に戸惑いながらも、成功に向け全力を尽くそうと準備をすすめてきました。集会には総勢250人が参加し、公務・民間労組の旗を持参し、参加者にはペンライトを配布し、会場を盛り上げ、東京春闘は紅白の提灯を準備して、集会に花を添えました。

集会は二部制で、前半を東京自治労連、後半を東京春闘共闘が行いました。前半では、主催者を代表して矢吹委員長、現評より山口現評議長が挨拶。続いて、単組・局支部から1分間リレートークを行い、公務員が置かれている職場の現状や大幅賃上げなどを訴えかけました。

後半は、東京春闘共闘にバトンを渡し、中村春闘共闘事務局長より情勢報告を行い、続いて東京医労連、新宿一般労組、JMITUより決意表明を行いました。

(5) 人事院・都区における人事委員会勧告と到達点

1) 人事院勧告

人事院は8月8日、3年連続の俸給表改定と一時金時引き上げ勧告を行いました。月例給については、11,183円(2.76%)民間給与より下回るとして、若年層の俸給月額を大卒で23,800円、高卒で21,400円の引き上げ、期末手当は、0.1月引き上げ年間4.60月としました。政府は、11月29日、国家公務員の給与法改定し、8月の人事院勧告通り月例給と一時金の引き上げを決定しました。

東京都、特別区の確定闘争は、東京自治労連に結集する単組・局支部が都労連・特区連に結集し、組合員の要求実現に向け奮闘しました。

2) 東京都人事委員会勧告

東京都人事委員会は10月18日、昨年に続いて全級全号給の引上げ、一時金については0.2月分の増でしたが、月例給については初任給・初任層を大幅に引上げる一方、行(一)1・2級の中高位号給は低率定額と不当にも著しく抑えられ、一時金の引上げは期末・勤勉手当に均等配分する勧告でした。また給与制度のアップデート関連では、国に追随して地域手当と扶養手当の見直しを言及しました。

闘いの結果、給与改定と扶養手当の見直しについて勧告どおりとする都側最終回答で妥結しました。一方、地域手当については、島しょ勤務について改善を図り、会計年度任用職員の報酬改定について、全職員の遡及改定の実施、子育て部分休暇制度の導入などの制度改善・要求の前進を勝ち取りました。これは、短期決戦の中で組合員参加の運動を展開し、その力を背景として労組交渉を重ね獲得した到達です。

3) 特別区人事委員会勧告

特別区人事委員会は10月9日、月例給については、公民較差11,029円(2.89%)を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きつつも、全ての級及び号給で、1000円以上の引上げ(平均改定率3%)勧告となりました。一時金は、年間支給月数を現行4.65月から0.2月引上げの4.85月(再任用職員は2.45月から0.1月増の2.55月)としました。

特区連は、給料表の改定では全ての職員の月例給引き上げを求め、とりわけ2年連続で1,000円しか引き上がらない差別的な勧告給料表が適用される職員への対応を求めるとともに、扶養手当の配偶者等に係る手当の廃止については、働きたくても働けない配偶者を除外することや段階的引き下げ期間(経過措置)の延長、高齢期職員の賃金水準の改善と再任用職員の一時金支給月数の改善を、強く求めました。

いずれについても「勧告尊重の姿勢を固持」し、「区民の理解と納得が必要」とする区長会の主張を変えさせることはできませんでした。一方で、初任給や若年層の大幅賃金引上げや、国や他都市を0.1月上回る一時金の「0.2月増」に対する組合員の期待が高いことや、再任用職員の住居手当支給の確認、高齢期職員の処遇改善の道筋が明らかになったことから、最終的に妥結しました。

(6) 自治体・公務公共関係労働者の大幅賃上げと労働条件向上、会計年度任用職員の均等待遇実現をめざし、公務員賃金のあり方に対する社会的合意をつくっていくとりくみ

2024 人事院勧告に向け、公務労働者の要求を実現するために、全労連公務部会・公務労組連絡会が提起する、人事院あて「物価高騰から生活を守る大幅賃上げを求める署名」、総務省あて「物価高騰を上回る大幅賃上げ、会計年度任用職員の遡及賃上げと財政措置、職員の長時間労働を解消するための体制充実を求める署名」に取り組みました。

会計年度任用職員の常勤職員との不当な処遇の格差について、自治労連が行った「誇りと怒りの“3T”アクション」を契機として、マスコミでも取り上げられ、国会審議も行われ、大きな処遇改善の流れができました。

その結果、2023 年 5 月 8 日に、改正地方自治法が施行され、2024 年度以降、勤勉手当の支給が可能となりました。この改正は、地方においても、均等待遇が進むよう財政的支援を含めて国が推進することなど多くの国会決議も付帯されました。

しかし、再任用職員の一時金支給月数の見直しをはじめ、高齢期職員の処遇改善はほとんど行われず、「3Tアクション」と同様の、国民的な運動の必要性和重要性が明らかとなりました。

2024 年 7 月 22 日夕方には、人事院前で東京地評主催「公・民共同 7・22 人事院前行動」が行われ、全体で 71 人が参加し。民間労組からは、24 確定闘争での公務の賃上げが、春闘に結びつくとうれしさを覚えました。

国民春闘共闘委員会・全労連・公務労組連絡会・全労連公務部会は、『24 人勧闘争勝利！7・24 人事院包囲行動(中央行動)』を行い、「公務員賃金の大幅引上げ、再任用・非常勤の処遇改善、公務員と教職員の大幅増員」などの要求を掲げ、「生活改善できる賃上げの人事院勧告を！」の声をあげ、人事院前を包囲しました。

(7) 労働報酬下限額を含む公契約条例制定など公契約適正化、中小企業への適正単価発注、中小企業の支援策の強化のとりくみ

2024 年 12 月 5 日、品川区議会は令和 6 年第 4 回定例会本会議において、品川区公契約条例を全会一致で可決、制定しました。条例は 2025 年 4 月に施行し、労働報酬下限額の支払い等の定めは、2026 年 4 月 1 日以後の公契約に適用されます。同条例では受注業者の労働報酬下限額を下回った下請労働者等に対する連帯義務が明記、さらには継続性のある業務委託に関しては受注業者が変更になっても労働者の継続雇用を努力義務としています。

新宿区労連傘下の 2 組合は、23 春闘に際し新宿区の公契約条例報酬下限額を示し団交に臨みました。その結果、報酬下限額と改定率を考慮した時間給の大幅引き上げを勝ち取りました。公契約の水準が民間相場に波及し、またそれが公契約条例審議会に影響を与える循環を生んでいます。区部人口比約 52%をカバーするに至り、公契約条例は新たな段階に入ったといえます。

3. すべての個人の人权を大切に、安心出来る国民生活を保障する社会保障をはじめとした国民的課題、制度政策の実現に向けたとりくみ

(1) 社会保障制度の改悪を許さないとりくみ

1) 社会保障制度全般を守るとりくみ

社会保障の改悪を許さず、拡充を求めるとりくみの柱として「軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める請願」署名にとりくみ、3,961 筆を集約しました。

また、中央社保協や保団連、自治労連などが参加する実行委員会の主催で毎年開かれる「憲法をいかし、いのちをまもる国民集会」は、2024 年 9 月 17 日日比谷野外音楽堂で開催され、東京自治労連など 1,000 人を超える参加がありました。

東京社保協に結集したとりくみでは、介護署名や年金署名などに取り組みました。

2) 医療の改悪を具体化させず、地域医療を守るとりくみ

日本医労連・中央社保協・自治労連・地域医療機能推進機構病院等を拡充する会などが主催する「第13回地域医療を守る運動全国交流集会」が2024年11月23日にWeb併用で開催されました。会場参加に加え、全国から127のオンライン参加がありました。基調報告では、「医療・公衆衛生を自己責任や助け合いの問題にすり替え、市場原理にゆだねるのではなく、社会保障に手厚い社会へ踏み出すことが求められている」との指摘がされました。

東京医労連や都庁法人労組・衛生局支部とつくる東京医療関連協会は、毎月第4土曜日を中心にサタデーアピール宣伝行動を行っています。この行動では、医師・看護師不足解消、医療従事労働者の労働条件改善、人員確保等を訴えてきました。7月21日に開催した総会では、切実な医療・介護労働者などケア労働者の組織化と賃上げ要求実現を車の両輪として取り組むことを確認しました。

2月22日の「医療崩壊を食い止める2.22新宿南口宣伝」には、東京医療関連協をはじめ、東京地評などと参加し、医師・看護師・介護労働者の増員と大幅賃上げを求める署名行動を行いました。

3) 「公立・公的病院」を守るとりくみ

東京都の医療圏ごとの病床数を検討する「地域医療構想調整会議」は、完全Web会議で開催されていますが、「人権としての医療・介護東京実行委員会」の構成団体に呼びかけて、会議傍聴を続けました。

会議では、高齢者を中心に、病床の急性期から回復期への速やかな転換が課題としてあげられている他、「医師の働き方改革」の名で、現在の医師数でどう医療体制をつくるかも課題となっています。

また、2025年2月2日には、「地域医療と公立病院の充実を求める学習・意思統一集会」（オンライン併用）が開催され、自治労連の取り組みの意思統一がされ、東京自治労連からも参加しました。翌3日の医療関係府省要請・団体懇談では、厚生労働省、総務省、全国自治体病院協議会、日本看護協会との懇談が行われ、東京からも参加しました。

4) 介護・医療保険など高齢者を支える制度の改悪を許さないとりくみ

① 介護保険制度の改悪を許さないとりくみ

「介護をよくする東京の会」に結集し、毎月の会議では、「全世代型社会保障」の具体化や毎年上がる保険料の問題、また介護保険制度の形骸化を許さないための情報交換や、介護署名に取り組みました。

東京社保協などの呼びかけで、毎年11月11日に、「介護・認知症電話相談」が行われており、今年も東京自治労連から5人の組合員が相談員として参加しました。

② 医療保険制度の保険料高騰や年金に対するとりくみ

75歳以上の高齢者が加入する「後期高齢者医療制度」は、2割負担から更なる負担を求める動きもある中、今年度は、社保協や高齢期運動連絡会とともに、後期高齢者医療保険議会の傍聴を行いました。

また、国民健康保険の高すぎる保険料については、東京社保協とともに「高すぎる国民健康保険料（税）を引き下げ、誰もが安心できる国民健康保険制度の実現を求める署名」に取り組み、都議会に提出しましたが、自民党、公明党などの反対により否決されました。

年金についても、全労連・中央社保協などが呼びかける「国の責任で若者も高齢者も安心できる年金制度の確立を求める請願署名」に今年も取り組みました。

5) 生活保護をめぐるとりくみ

コロナ禍からの立ち直りも十分でない中で物価高騰が襲い、じりじりと生活保護の保護率が上昇しています。生活保護の職場では、単組の運動により、係の増設などが行われたところもありますが、全体的に職場では、厚労省が標準数とするCW一人あたり月80ケースを超える状況が続いており、法定数とする取り組みを強めることが重要です。

2013年8月から2015年の3年間で平均6.5%、最大10%の生活扶助費が引き下げられた問題をめぐり、2018年5月に東京地裁に提訴した「新生存権裁判」は、その根拠とされた「デフレ調整」の誤りが指摘され、国が十分な説明ができず、各地の地裁で勝訴が続いています。東京地裁に提訴された3つの裁判は、3件とも勝訴し、現在東京高裁での裁判が始まっています。

6) 保育・子育て支援をめぐるとりくみ

① 保育施策の充実を求めるとりくみ

東京自治労連保育部会は、2024年12月17日に「東京都の保育施策に関する解明要請」を基に福祉局と懇談を行いました。特に、国の「子ども誰でも通園制度」と東京都が行う「多様な他者との関わり創設事業」を中心に、制度の違いと、制度の使い方、26年度の本格実施を見通した取り組みなどについて懇談しました。

自治労連が参加する「よりよい保育を！実行委員会」は、2024年11月3日に、日比谷野外音楽堂で「11.3保育大集会」を開催し、1800人が参加しました。集会終了後「自治労連保育・学童保育闘争意思統一集会」が開催され、学童保育を含めた意思統一を図りました。集会が、総選挙直後の開催となったため、署名の紹介議員を求める要請行動は、12月5日に行われ、東京自治労連からは、18人が参加しました。

東京都保育問題協議会や福祉保育労東京地本とつくる「公的保育・福祉を守る東京実行委員会」は、都議会に、「つくろう、広げよう、“子どもの権利”を守る保育」請願署名を約 42,000 筆集約し、都議会に提出しました。地域では、都議会での請願採択に向け、都議会議員に向け紹介議員をお願いする要請にも取り組みました。それらの取り組み結果も反映して、都議会第 1 定例会の審議では、請願は不採択となったものの、賛成の会派が 2 つに増え、意見表明がされるなど変化が見られました。

7) 児童相談所の特別区設置など児童保護行政の拡充を求めるとりくみ

児童虐待が問題となる中、特別区への児童相談所の設置は、2020 年 4 月世田谷区、江戸川区から始まり、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区、品川区と開設されました。さらに、都児童相談所のサテライトを区に設置する動きや、都の児童相談所の増設など、様々な動きが出ています。

全国的に児童福祉司や児童心理士が不足し、その養成と人員不足は課題となっています。子育て支援、児童福祉行政拡充について、社会福祉部会は、10 月 12 日『社会福祉部会学習交流会「子ども支援職場グループディスカッション」』を開催し、18 人が参加し、職場の実態など意見交換をしました。

(2) 消費税に関するとりくみ

当面、5%への引き下げとインボイス制度廃止を求めて「消費税廃止東京各界連絡会」の大塚駅前消費税廃止定例宣伝に毎回参加しています。

消費税は社会保障の財源として創設されましたが、実際は所得税の減税の穴埋めに使われています。行き過ぎた大企業減税を止め、富裕層に応分の負担を求め、防衛費や無駄な公共事業費などを見直せば、財源は生まれます。本来「税」が果たすべき「所得の再配分」による「格差の是正、貧困の解消」の実現が必要です。

(3) 民主教育を求めるとりくみ

教育の改悪反対、民主教育擁護のとりくみでは、この間東京教育連絡会に結集し、教員の長時間勤務や欠員の解消、教育 DX など、子どもたちの教育環境整備を大きな課題として取り組んでいます。

特に教員の欠員問題は深刻であるため、「すべての子どもにゆきとどいた教育を！全都・全国署名」に取り組むとともに、全教が全国的に提起した「教職員と教育を守る統一アクション」に、東京地評とともに参加しました。また東京自治労連独自で、11 月 27 日の憲法まもる自治体労働者東京連絡会の憲法宣伝（板橋）においても、深刻な教員の不足と教育の問題を訴えました。さらに、1 月 15 日に行われた「教職員と教育を守る 1・15 統一アクション」にも、東京自治労連の役職員で参加しました。

2 月 1 日の「2・1 教育集会 2025」に、協賛するとともに、参加しました。

(4) 原発ゼロ、ジェンダー平等など国民的な課題へのとりくみ

1) 原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換

原発ゼロ・再生可能エネルギーへの転換のとりくみは、粘り強く続けています。国・東京電力の責任を問う様々な裁判は、23 年 11 月に最高裁で国・東京電力の責任を否定する判決が出されましたが、原発事故に対する補償を求める裁判は今も続き、国・東京電力の責任を認める判決も出されています。東京自治労連は、各地の裁判を支援する署名行動などに取り組むとともに、多くの裁判が東京高裁、最高裁へと上告される中、引き続き裁判の支援が東京で求められており、受け皿となっている「都民連」とともに支援に参加しています。

2) ジェンダー平等を求める 4 署名

ジェンダー平等の取り組みの柱となっている「ジェンダー 4 署名」は、女性部のとりくみから自治労連全体の取り組みとなり、2024 年 11 月には約 1800 筆を超える署名を集約しました。

4. 自治体の機能と自治体労働者の役割を強化し、自治体労働者の働きがいのある職場づくり、「こんな職場と地域をつくりたい」運動を前進させるとりくみ

(1) 働くみんなの要求・職場アンケートの取り組み

「働くみんなの要求・職場アンケート」は東京自治労連傘下及び関連組織で働く労働者 19,676 人から回答を集め、昨年度を約 2 千枚上回りました。今回の調査は、賃金や残業、職場環境の改善要求に加え、カスタマーハラスメント（以下、カスハラ）や労働組合の評価についても調査しました。

生活実感については、最も多かった回答が「まあまあ」（41%）となったものの、「かなり苦しい」「やや苦しい」と感じる職員が 52%に上りました。賃金の増減については、42.8%の職員が「増えた」と回答した一方、「変わらない」が 40.8%、「減った」は 16.3%でした。特に非正規職員では収入増加率が低く、安定した生活を送ることが難しい実態が示されました。また、賃金の追加要求では「月 5 万円」が最も多く、特に短時間勤務の会計年度職員が追加収入を求める割合が高くなっています。

不払い残業の実態も深刻で、32.2%の職員が「不払い残業がある」と回答し、その理由として「短時間の残業だから申請しづらい」「職場の雰囲気が申請しにくい」といった声が挙げられました。特に正規職員の間でこの傾向が顕著に見られ、適正な労働時間の管理と違法な未払い残業の是正を求める必要があります。

カスハラに関する質問では、正規職員の49.7%が「頻繁にある」「時々ある」と回答しました。特に事務職や看護職、保育士で割合が高く、主な被害内容は「大声や威圧」(79.1%)、「長時間拘束」(8.3%)、「謝罪要求」(2.5%)でした。カスハラ対策の強化や職員保護のための制度整備が急務となっています。

労働組合への評価については、全体の58.7%が肯定的な評価をしている一方で、約14%は否定的な意見を示しました。特に若年層(20代)では否定的評価が29.5%に上り、組合の活動が自分たちにとって有益であると感じていない職員が多いことが分かりました。一方で、30代から50代の中堅層では肯定的評価が50%を超え、一定の職場経験野中で組合の役割や必要性を実感していることがうかがえます。60代、70代の高年齢層では肯定的評価が最も高く、組合を積極的に活用している傾向が見られました。

職種別に見ると、図書館職員や家庭奉仕員などは組合に対する肯定的な評価が高く、特に図書館職員の72%が組合の支援を評価しています。一方、看護・助産師や建築職では否定的評価が比較的高く、組合の活動が十分に届いていないと感じる職員が多いことが分かりました。

(2) 第23回労働安全衛生活動交流集会のとりくみ

東京自治労連は、9月8日「第23回労働安全衛生活動交流集会」を開催しました。集会の目的と意義は、①各単組・局支部・職場における労働安全衛生活動の経験を共有化し、労働組合としての体制・方針・学習などの取り組みや課題について交流する。②労働安全衛生活動アンケート集約から今後の課題かを考える。③ハラスメントのない安全で快適な職場環境づくりをめざし、事例や対応について交流を深める。④不払い残業根絶の取り組みについて交流することです。記念講演は、自治労連松橋中央執行委員から「長時間労働の根絶とハラスメント問題」というテーマで講演を受け、岩間副中央執行委員長の基調報告、その後後4つの分科会に分かれ、意見交流が行われました。

しかし、東京自治労連労働安全衛生活動推進委員会の定例化は出来ませんでした。

(3) 自治研活動と住民共闘を前進させるとりくみ

自治研推進委員会を定期開催する中で、東京自治労連が国と東京都が進む自治体構造改革の動きについての報告し、各単組局・支部からも職場の自治体構造改革等の動きについて情報共有と意見交換をしてきました。

自治研推進委員会では、予算人員要求闘争に関する単組局支部の闘争スケジュールと重点要求等をまとめた一覧表を作成し、予算人員要求に活用するための資料として活用を呼びかけました。

また、働くみんなのアンケートの自由記述欄を分析する定性分析プロジェクトを立ち上げ、分析を行うためのデータベース作りを行いました。

自治体学校 in 神奈川(2024年7月20~21日)が開かれ、東京自治労連は副実行委員長を担いました。集会には約800人が参加しました。東京自治労連から12人が参加しました。東京自治労連は第1分科会「自治体DXにおける『個人情報』の適正な取扱い」へむけて」を担当し、世田谷区職労から福島大輔書記長が世田谷区の個人情報保護対策について報告しました。

地方自治研究集会 in 愛知(2024年10月5~6日)が名古屋市で開かれ、東京自治労連の単組から複数で参加しました。足立区職労の浜伸和副委員長が分科会「『マイナ保険証』『自治体DX』住民の暮らし、職員の働き方はどう変わる？」で足立区の税務における情報システム標準化について報告しました。世田谷区職労特別執行委員の中村重美氏が分科会「暮らし、働き続けられる住民本位の地域づくりと自治体の役割」で世田谷区の公契約条例について報告しました。社会福祉部会の二見清一事務局長が運営委員として参加しました。

(4) 都政の「構造改革」路線に反対し、諸団体とともに都政民主化にむけたとりくみ

1) 東京都知事選挙

東京都知事選挙が2024年7月7日に行われました。東京自治労連は小池百合子都政が公務労働者の働き方と都民の暮らしにどのような影響を及ぼしているかについて知らせるため、機関紙「とうきょう自治体の仲間」号外を作成しました。その中で、東京都が職員数を40年間で半数まで削減し、人件費も大幅に削減してきた実態について、都の予算分析を行った野中郁江明治大学名誉教授の協力を得て紹介しました。また、東京都が職員と人件費を削減し続けてきたことで、公務の運営が危うい状況になっていることの具体的事例として、また、都立病院独法化によって職員の給与が減らされ、病院の機能が下がる実態について都立病院労組の大井英明書記長の寄稿を掲載しました。さらには保健所職員が不足しており、職員の人員不足を長時間労働で補っている実態についても明らかにするなど、機関紙を活用し「私たちの願いにこたえる都知事を選ぼう」と呼びかけました。

東京都知事選挙へ向けて、第二期小池都政を検証するため、東京自治体問題研究所が編著した、「徹底検証東京

都政」の第3章「DX・民営化による公教育・保育の変質」の各項で、山本民子特別中執と原田仁希東京公務公共一般書記長、稲葉多喜生副委員長が執筆しました。

2) 東京都政分析

①2025 年度東京都予算分析

2025 年度東京都予算は過去最高を更新する 17.8 兆円になりました。東京自治労連は行財政委員会で 2025 年度予算について、自治体職員の労働環境への影響や行政サービスの変化と、都民の暮らしへの影響等を明らかにするため、予算分析を行い冊子化をすすめています。

3) 東京都の自治体 DX

東京自治労連は東京都のデジタル化の取り組みと特徴について、東京民報 3 面「東京の自治体 DX」と題して全 8 回の連載を寄稿しました。国が設置したデジタル行財政改革会議は、行政のデジタル化を民間 ICT 企業が既存で提供する SaaS を利用して切替えていく方針を明らかにしました。東京都は国と協力して公共サービスの SaaS 化を子育て分野で先行実施し、全国展開することを目指しています。東京自治労連は国と都が進める SaaS 化の現状と問題点について、「公共サービスの SaaS 化と自治体」と題した書籍を共著で執筆し、「自治体保育業務の SaaS 化—その実態と課題」を担当しました。

5. 自治体民主化、国政民主化のたたかい

(1) 労働組合として政党支持、政治活動の自由を守り、保障するとともに、組合員が主権者として投票権を行使するとりくみ

1) 自治労連・東京地評・東京自治労連単組の要請に基づき、自治体首長選挙候補者の推薦・支持を行いました。

自治労連からの要請に基づき、2024 年 9 月 8 日投票の宜野湾市長選挙において「桃原イサオ」さんを、10 月 17 日投票の岡山県知事選挙において「小坂昇」さんを、11 月 24 日投票の名古屋市長選挙において「尾形けいこ」さん、2025 年 3 月 16 日投票の千葉県知事選居において小倉正行さんを推薦決定しました。

2) 名古屋市長選挙では自治労連の要請に基づき支援行動に参加しました。

3) 東京地評からの要請に基づき、9 月 29 日告示 10 月 6 日投票で行われる昭島市長選挙において「田所良平」さん、11 月 3 日告示 11 月 10 日の荒川区長選挙において「もぎ正道」さんの推薦を決定しました。又、12 月 8 日告示 12 月 15 日投票の国立市長選挙において「はまさき真也」さんの支持を決定しました。

6. すべての運動について職場活動を基本として、職場の労働組合の確立・強化、単組・局支部、東京自治労連の増勢をめざし、次世代育成の前進に向けたとりくみ

(1) 東京自治労連の組織の強化・拡大のとりくみ

1) 2024 年春の組織拡大月間のとりくみ

東京自治労連は、2 月 21 日に組織拡大に向けた書記長・組織部長会議を開催し、春の組織拡大月間の取り組みについて提起をして意思統一を行いました。各単組・局支部の準備状況をはじめ、新人職員へのアプローチの方法など共有化してきました。取り組み方針では、4~6 月を組織拡大強化月間とし各単組・局支部における共済の拡大も含めた目標と計画の確立を提起してきました。

東京自治労連の組織対象職場には約 2,500 人を超える新人職員が配属され、例年の 2 倍以上に達する組織もあり、説明会の運営方法など試行錯誤しながら進める事態となりました。区職労関係では、4 月 1 日早朝に準備した案内チラシを配布し、入区式や研修時の昼休みに組合説明会を開催し労働組合の役割や自治労連共済や労金のメリットを紹介して加入を訴えてきました。ここ数年、入区式や研修の時間内での呼びかけができなくなる組織も出来ており、今後工夫をする必要があります。

引き続き増勢に向けた取り組みを進めていきます。

2) 第 25 回組織集会のとりくみ

今年度も、組合説明会や歓迎会の開催など新人組織化の取り組みは、万全とはいえない状況ですが、各単組・局支部では 2 月段階から組織化のための準備を行い、職場・職員の切実な声を要求に掲げとりくみをすすめました。

組織集会では、昨年学んだコミュニティ・オーガナイズの手法を実践的に活用するため、大阪府職労小松委員長を講師に、各単組・局支部の参加者がグループに分かれ、具体化をめざしました。記念講演終了後には、2 つの分科会を設け、それぞれ 2 つのグループに分かれて組織拡大の具体化について議論を行いました。例年の組織集会は、取り組み状況・反省と課題の報告会的なものだったのが今回グループ分けをしたことで、参加者の発言機会が増えよりリアルな現状が伝わり、改善や工夫の手掛かりになる分科会となりました。

3) 2024 年秋の組織拡大月間のとりくみ

秋の組織拡大月間は、春の教訓をいかし、賃金確定闘争や予算人員要求と結合させた全員参加型の取り組みとして各単組・局支部は奮闘しました。

また、拡大中央執行委員会での各単組・局支部の取り組みを共有化し、例年行っている新規採用者や未加入者に加入を訴える「お手紙作戦」を行ってきました。しかし、ここ数年 10 月 1 日時点で、本採用にならず延長される職員が増えていることから、「本採用おめでとう」のほか、レクリエーションや学習会のチラシを同封し、組合加入を訴える取り組みもすすめられてきました。

秋の拡大月間は、大きく前進するには至りませんでしたが、職場の先輩や仲間たちをはじめ、加入を呼びかけてもらう取り組みを地道に進めています。

4) 自治労連 2024 国民春闘全国統一行動批准投票

東京自治労連は、自治労連第 66 回中央委員会（1 月 26～27 日）2024 年国民春闘方針の決定を受け、自治労連が実施する要求実現のための全国統一行動について全組合員の意思確認と決意を結集するために批准投票を実施しました。ストライキ批准投票は、闘争戦術・全国統一行動の指令権を自治労連中央執行委員長に 1 年間委譲することの賛否を問う取り組みとして単組・局支部で 2 月 1～14 日の間取り組みがめ進められました。

投票の結果は、批准率は 72.25%と昨年に比べて 0.95 ポイント下がったものの、引き続き高い批准率を勝ち取り、強い団結力を示すことができました。また 8 単組・3 局支部で昨年を上回る批准率を達成することができました。投票率は 75.91%（昨年 77.74%）、賛成率は 95.17%（昨年 94.16%）となりました。

（2）単組・局支部の青年活動の推進による次世代役員育成

単組・局支部の組合加入の取り組みの特徴では、役員が新規採用者の職場を回り一人ひとりに声を掛けて写真撮影し、機関紙の新採特集号で紹介する取り組み、組合加入パンフに先輩たちの声と QR コードを掲載し、入区当日に役員が配布、研修日の昼休みを活用してパワーポイントを使って組合説明を行う。入区 2-3 年目の青年を中心に実行委員会を立ち上げ、加入呼びかけ動画やサークル紹介動画、組合説明の動画を作成して説明会で呼びかけるなど、青年が進んで様々なアイディアを出し取り組む報告が、春の拡大月間時期の拡大中央執行委員会で行われており、良い部分を参考に取り入れる単組が増えてきています。

（3）自治労連共済「たすけあい・ささえあい」拡大運動を軸に、組織強化に合わせて共済加入を拡大するとりくみ

東京自治労連として、自治労連共済東京支部と連携しながら、セット共済 D 型プレゼントを軸として春の新規採用者の組織化に取り組みました。秋の本採用時期に取り組んだ「秋の D プレ」も含めて、D 型プレゼントで、23 年度の 275 名を上回る 319 名の加入を得ることができました。これは、コロナ禍明けで、新人説明会等でプレゼントについて「1 年間掛金無料」と直接呼びかけられる機会が増えたことにより、給与が低く抑えられている若年層に対し、その経済的メリットを一定程度伝えることが出来たためと思われる。

火災共済の風水害等特約においても、頻発する自然災害に不安を感じている組合員のニーズを捉えて、QR コード申込も活用して、240 件以上の付帯を得ることが出来ました。

共済金支払いでは、火災共済で、24 年 1 月の「能登半島地震」により被災した北陸地方の加入者へ地震見舞金支払いをするなど、組合員の困難に寄り添った「利潤を追求しない、組合員のための共済」としての役割を果たすことができました。

実務を担う役員を育成するためのとりくみとしては、共済グループ実務研修会を開催し（2024 年 11 月 30 日・東京自治労連 A 会議室）、36 名の参加がありました。また、旗開き&ボウリング大会を開催し（2025 年 1 月 31 日・東京ドームボウリングセンター）、120 名以上の参加で、今年 1 年の拡大の意思統一をしました。自治労連共済主催の共済学校（2025 年 2 月 14～15 日・滋賀・琵琶湖グランドホテル）にも 21 名が参加し、2025 年春からの拡大に向けて全国の仲間と経験交流しました。

（4）組織強化・拡大につなげるため、労働者の福祉金融機関・中央労働金庫の利用を拡げるとりくみ

労働金庫は、働く仲間の助け合いのための金融機関であるため、組合員の暮らしを支えるとともに、安心して生きられる社会づくりに寄与することを目的としています。その組織においても、会員企業である労働組合選出の役員理事が多くを占め、東京自治労連執行委員長は歴代、運営委員の任についています。また、東京地評内の労金推進会議にも参画し、東京都本部とのパイプを常に維持し、情報交換や申し入れを行い、組合員にとって使い勝手の良い金融機関となるよう努めてきました。

しかし、長期間にわたるゼロ金利政策により、若年層組合員にとって「財形貯蓄」の意義が感じられない時期が長く続いています。また、キャッシュレス決済の浸透により、他行 A T M からの引き出し時の手数料ゼロのメリットも減りつつあります。

その一方、iDeCo や NISA など、株式市場を通じての資産運用への関心は一層強くなってきています。しかし、こうした金融商品は元本保証がされるものではないため、配布物や学習会では、そのリスクについて労金にしっかりと説明してもらうことが重要です。

こうした金融環境の変化に細心の注意を払いながら、組合員の生活と資産を守るため、「組合運動」と「ろうきん運動」を車の両輪として取り組むことが求められています。

(5) 学習教育・宣伝活動

- 1) 2024 年度勤労者通信大学の受講者を増やすため、引き続き受講料の補助にとりくみ、昨年を上回る受講者を得ました。又「わくわく講座ラパス講」への参加を呼びかけました。次世代を担う組合員・組合役員を育成するため、単組・局支部と協力し学習を広げる必要があります。
- 2) 自治労連本部主催の初級労働学校への参加を呼びかけました。2024 年開催の「青年女性ステップセミナー」「書記労働学校」へは各 1 名が参加しました。25 年の「書記労働学校」には 1 名が参加しました。
- 3) 自治労連本部主催の「労働組合、これからの情報発信」講座への参加を呼びかけ 3 名が参加しました。情報発信のツールが広がる中、組合の姿が見える情報発信への工夫が求められています。

(6) 文化・スポーツ活動

1) 軟式野球大会

東京自治労連 2024 年度軟式野球大会は、4 月 6 日（土）、4 月 14 日（日）4 月 20 日（土）の 3 日間にわたって 8 チームが参加して開催されました。優勝は板橋区職労チーム、準優勝は品川区職労チームでした。

神奈川県岸根公園野球場で開催された、自治労連関東甲越ブロックの野球大会には板橋区職労チームが東京自治労連の代表として出場し健闘しました。

引き続き大会を開催するには、実行委員を増やすなどの対応が必要との意見が上がっており、今後に向けた検討が必要です。

2) 囲碁・将棋大会

東京自治労連第 28 回囲碁将棋大会を 5 月 11 日（土）に 10 名の参加・協力で開催しました。同日に開催された自治労連関東甲越ブロックの将棋大会には、東京自治労連の大会の 1 位から 3 位を独占した板橋区労が参加し優勝しました。

文化活動を通じた単組を超えての交流や、組合員ニーズに応えるため、参加者を増やすことが求められます。

3) 三多摩協議会

三多摩協議会は開催できませんでしたが、「自治労連と共同する三多摩協議会」（共同する会）と共同で月に 1 回の情報交流や人勧説明会等を行ってきました。毎年、三多摩協議会と共同する会の共催で実施する「夏の労働講座」は、今年度は 10 月 14 日に開催し 14 名が参加しました。

また、共同する会の総会は 2025 年 2 月 17 日には数年ぶりとなる対面で開催され、三多摩協議会もオブザーバー参加し、交流を深めました。

Ⅲ. 私たちを取り巻く情勢の特徴

1. 憲法・平和をめぐる情勢

(1) 日本の「戦争国家化」をすすめる「憲法改悪」に固執する石破政権と改憲勢力

昨年 10 月の衆議院選挙では改憲勢力を国会での改憲発議に必要な 3 分の 2 を割り込む状況に追い込みました。これは、これまでの改憲阻止の運動の成果と言えます。しかし、石破首相は「日本の戦争国家化」政策を続けており、自民党が「改憲は党是」と固執していることに変わりはありません。

また、2025 年度予算案では軍事費が 8 兆 7000 億円にものぼり、この 3 年間毎年 1 兆円を超えて軍事費を増やす予算となっています。そして、大軍拡予算の内容も、外国を攻撃するためのミサイル配備、日米一体の「敵基地攻撃」態勢を整備するなど、「戦争の準備」「戦争国家づくり」そのものです。

トランプ米大統領と石破首相との首脳会談では、岸田前首相同様に国民負担が激増する軍事費の増額を約束しました。日米共同声明で「日米同盟の抑止力・対処力を更に強化していく」「2027 年度より後も抜本的に防衛力を強化」と宣言しました。「2027 年度より後も抜本的に防衛力を強化していく」とし、「安定的な維持」から「抜本的強化」に変更しました。5 年間で 43 兆円物軍事費は、物価高騰と構造的な低賃金に苦しむ国民に負担を強いるものであり、閣議決定した時のドル円レートは 1 ドル 108 円で、現状では 60 兆円を超える軍事費になると言われています。加えて、米国からの兵器はローンで購入することから 30%のコスト増になるとの試算も出ています。石破首相は、軍事費の GDP2%への軍拡路線を「必要であれば 2%を超えることはある」「これを軍拡だと全く思っておりません」とも弁明しています。トランプ大統領は、NATO 諸国に対して、GDP 比 5%の軍事費を要求しており、新しく国防次官に指名されたコルビー氏は、日本に対して GDP3%の軍事費を要求しています。

アメリカ言いなりの大軍拡を許せば、その財源確保のための社会保障の一層の削減や新たな増税が避けられ

ず、物価高騰等で苦しい生活を強いられている国民の暮らしは一層苦しくなります。憲法を遵守し基本的人権を守ることが自治体労働者の仕事であり、国民生活を守り、日本を戦争する国にさせないために、憲法を活かした政治を求める声をさらに広げることが重要です。

(2) アメリカの戦争に加担させられる沖縄・辺野古、南西諸島はじめ日本の基地化

石破政権に代わっても、米中対立を口実に、鹿児島県南部から沖縄県に連なる南西諸島で自衛隊の体制を強化するという日本政府の方針は変わらず、日本を「戦争する国」にする政策を強行しています。昨年 10 月 23 日から 11 月 1 日に行われた自衛隊と米軍による日米共同合同統合演習は 2022 年策定の「安保三文書」に基づいたものであり、中国とアメリカの武力衝突を想定して日本が戦場になることを前提としています。自衛隊の米軍の一体化がすすみ、米国の戦争に日本が巻き込まれる危険性が大きくなっています。

また、自国の利益を優先させるトランプ米大統領が、日本に対し軍事負担増の要求をさらに強めています。「日米同盟絶対」の政治では平和が守れないことは明らかです。日本の軍事基地化をすすめる南西諸島をはじめとした基地建設・拡大に反対し撤去を求めていることが重要です。

(3) 横田基地の撤去、オスプレイの全面撤退をもとめる

2023 年 11 月に屋久島沖で乗員 8 人全員が死亡した横田基地所属の米空軍のオスプレイの墜落事故後も飛行が続けられ、事故や緊急着陸などが後を絶ちません。政府・防衛省は「オスプレイの安全性については問題ないと考えている」「オスプレイの運用に当たっては飛行の安全の徹底を図っていく」とし撤退などはみじんも考えておらず、さらに佐賀空港にも配備すると表明しています。

また、全国で問題になっている PFOS の汚染については、横田基地からの汚染水流出が明らかになりサンプル調査が行われる予定ですが、時期等の詳細は明らかにされていません。

(4) 核兵器禁止条約を批准する政府の実現を

日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）のノーベル平和賞受賞は、核兵器廃絶を願う世界の人々の運動を励まし、さらに力強いものにしようとしています。被団協の田中熙巳（てるみ）代表委員は、日本が米国の「核の傘」に入り続けていることについて、「被爆者は各地で証言をしてきたが、国民に十分に伝わっていないため、政府の方針を変えることができていない」と述べ、「核兵器のない世界」に向けて日本政府が核兵器禁止条約に署名・批准するよう求めている決意を語っています。

唯一の戦争被爆国である日本の核兵器禁止条約への参加は核兵器廃絶の流れを発展させる大きな意義を持ちます。政府に条約参加を求める地方議会の意見書はすでに約 4 割の自治体で採択され、世論調査でも日本の参加を支持する人が多数です。しかし、日本政府は今年 3 月に開催される「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加さえも見送ることを表明しました。参加を求めてきた被爆者から憤りの声が上がっています。核兵器の使用を前提にした米国の「核の傘」への依存をやめ、唯一の戦争被爆国にふさわしい外交を進めることが日本政府に求められています。

そして、国連のグテーレス事務総長はウクライナ侵攻や中東の危機を受け「核の脅威がここ数十年で最も高まっている」と危機感をあらわしています。一方で「核兵器禁止条約」は発効後 4 年が経過し、署名国は 94 カ国と国連加盟国の半数に迫り、国際法としての力を強めています。世界の国々が核兵器の非人道性を深く認識することで、核兵器を「抑止力」とする考えを否定し、核兵器は禁止すべきだとの声が広がっています。日本政府が「核兵器禁止条約」参加し核兵器廃絶を実現させるため、被爆 80 年の今年の運動が重要になっています。

(5) 「改正」地方自治法の「指示権」の危険性

2024 年 6 月に成立した「改正地方自治法」は「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」等に国が地方自治体に対して「指示」ができるように変えられました。地方自治体への国の強力な関与が認められ、国が戦争のために地方自治体を強権的に従わせることが可能となる危険があります。戦前の公務員が、天皇の官吏として指示に従って住民に赤紙を配り戦争に駆り出した痛恨の歴史を繰り返さないために運動をつよめ、「指示権」を阻止する責任を自治体労働者は負っているといえます。

2. 国会等をめぐる政治情勢

(1) 2024 年度補正予算、政治改革法の成立と 2025 年度予算概況

第 216 臨時国会は 12 月 24 日に閉会し、政府の総合経済対策の裏付けとなる 2024 年度補正予算や制作活動費の廃止などを盛り込んだ政治改革関連法などが成立しました。昨年 10 月の衆議院選挙で議席の過半数を割った、自民、公明両党は野党の協力なしでは予算案や法案を可決できない状況の中、国会に臨みました。24 年補正予算

は衆院の審議過程で立憲民主党の主張を受入れた形で修正し、政府提出法案は 9 本すべてが成立となりました。政府は 12 月 27 日、2025 年度予算案を閣議決定し、一般会計の総額は 115 超 5,415 送園と当初予算は 2 年ぶりの増額、過去最大となりました。物価上昇を背景に税収は 78 兆 4,400 億円と過去最高となる見込みを立て、国債の新規発行額は 17 年ぶりに 30 兆円を下回るなど、表面的には僅かながら財政健全化が垣間見れる内容となっています。

社会保障費は、38 兆 2,778 億円と、医療費自己負担分の上限「高額療養費制度」見直し、薬価引き下げなど歳出改革したものの、24 年度当初から比べ 5,585 億円の増となりました。歳入では、税収が増加する予測となっており、25 年度は 78 兆 4,400 億円と、補正予算時で見積もった 24 年度通年の税収 73 兆 4,350 億円を上回り、24 年度当初比では 8 兆 8,320 億円の増加を見込んでいます。また、24 年度に定額減税を実施したことで減収要因となっていました。25 年度が実施しないことから、2 兆 3,000 億円程度の増収を見込んでいます。

（２）政府と財界が一体となった労働者攻撃

12 月 24 日、厚生労働省の労働基本関係法制研究会が報告書を取りまとめました。職場労使の合意によって、個別企業や労働者の事情に合わせて最低規制の逸脱を可能にする、今後法整備の検討方向を示しています。連続勤務への規制や家事使用人への労基法適用など、長らく手付かずだった古い規制を強化する一方、副業・兼業の割増賃金支払い義務の撤廃や、テレワークへのみなし労働時間制度の創設などの規制緩和を打ち出しています。報告書では、1947 年の労基法制定後、変形労働時間制や裁量労働制などの法定基準を「調整・代替」する仕組みが拡充・創設された結果、規制寧陽が複雑化したと説明しています。原則的な制度をシンプルかつ実効性ある形で定め、「労使の合意などの一定の手続きの下に個別の企業、事業者、労働者の実情に合わせて法定基準の調整・代替を法所定要件の下で可能とすることが、今後の労働基準関係法制の検討に当たっては重要である」と述べています。

報告書の中で、「法定基準の調整・代替」の言葉が登場するのは 12 カ所あり、説明では一日 8 時間労働の例外を設ける 36 協定や、長時間労働を招きがち企画業務型裁量労働制など、最低規制を逸脱する仕組みを挙げています。こうした「法定基準の調整・代替」が弊害なく機能するには、それをさせる労使コミュニケーションが必要と主張しており、特に半数代表者の適正化と機能強化について、具体的方策を示し検討を求めています。

また、懸案だった現行の事業場単位の規制では「原則として維持」としつつ、一定の条件の下で企業単位や複数事業場単位で行うことを「選択肢」としています。労基上の「労働者」の概念については、プラットフォームワーカーの増加などを念頭に「労働者性」の判断基準に関する研究を要請しています。さらに、経団連が要求している見直しとして、本業と副業先との労働時間を通算し、時間外労働分の割増賃金の支払い義務が生じる現行制度について、通産による割増賃金支払い義務をなくす規制緩和を提言し、テレワークに適用される新たな「みなし労働時間制」創設の検討も盛り込みました。実労働時間を管理しない働かせ方で、業務量や目標設定によっては際限のない長時間労働を招き、今後労使間で議論の争点になることが想定されます。

報告書は「労働時間の解放規制」として勤務間インターバル規制を挙げていますが、規制内容は曖昧で「つながらない権利」についてはガイドラインの策定を提案する一方、過労死認定基準の水準に及ぶ時間外労働の上限規制見直しには踏み込みませんでした。

（４）増え続ける社会保障への国民負担

厚生労働省の審議会が 2024 年度末にまとめた高額療養費制度の見直し案では、2025 年 8 月から 3 回に分けて医療費の窓口での自己負担の限度額を引き上げ、平均的な年収区分の上位にある約 650 万～約 770 万円の世帯 1 カ月当たりの限度額を 13 万 8 千円にし、現在より 5 万 8 千円も引き上げるとしています。併せて「多数回該当」制度においても患者負担を増やす方向で、総年収世帯で 2027 年 8 月から 4 回目以降負担額 7 万 6,800 円、現在より 3 万 2,400 円引き上げます。2025 年 8 月には、現在 5 つある所得区分を維持したまま、自己負担の限度額を 2.7～15%引き上げ、所得区分が高いほど引き上げ率を高くする案です。

さらに、2026 年 8 月には、住民税非課税世帯以外の所得区分を 3 つずつに区分けして計 13 区分に変更し、同時にそれぞれの上位 2 区分の限度額を引き上げるだけでなく、2027 年 8 月には同区分の限度額をさらに引き上げる計画となっています。

一連の制度改正により、加入者全体の保険料負担は年間で約 3,700 億円減る見通しで、1 人当たりの保険料負担は年間で僅か 1,100～5,000 円軽くなるとしています。長期的に高額な医療を受けている人の中には年間 100 万円を超える支払いを求められることも指摘されています。国民の命を守るための予算は削減するべきではなく、その財源の確保を行うのが政治の責任です。

3. 日本経済をめぐる情勢

日本経済は一時停滞感を強めたものの、回復基調を維持し、3月にはマイナス金利を終了させ、日経平均株価は史上最高値を更新しました。また、公示地価の上昇率や駿東賃上げ率はバブル期以来の伸びを記録するなど、幅広い分野でインフレ経済への回復兆しが見られ、専門家などは「デフレからの脱却」を実現したなどのコメントを出しています。しかし政府は、デフレに戻る可能性を残すとして「デフレ脱却宣言を」保留しました。その後条件に挙げた①賃金の持続的上昇、②コスト増の販売価格への転嫁、③サービスを含めた物価上昇の広がり、④安定的な物価上昇予想は、いずれもクリアしましたが、年初に大型自動車メーカーによる出荷停止などによりつまづいた後は、個人消費の復調や好調なインバウンド需要により回復するも、2024年通年の成長率がマイナスとなりました。円安や人手不足、海外景気の減速・停滞が逆風となり、デフレギャップを残した形となっています。

日経平均株価は、2月22日に平成バブル期の史上最高額3万8,957円を超え、3月4日には4万円を突破し、7月中旬には4万2千円台まで上昇しました。また、3月26日に発表された2024年の公示地価は、全用途の全国平均で前年比プラス2.3%都1991年以来の伸び率を記録するなど、日本の金融業界は一見好調を維持しているように見えます。

しかし、厚生労働省が2月5日発表した毎月勤労統計調査では、2024年の実質賃金は前年比マイナス0.2%となり、3年連続のマイナスとなっており、前年と比べて賃上げの流れを作ったことで、減少率は2.3ポイント縮小につながったものの実生活での好景気にはつながっていません。また、現金給与総額は2.9%増となり33年ぶりの高い伸び率となったものの、物価上昇に賃上げが追いつかない状況となっています。月次ベースの実質賃金は2024年12月が前年同月から0.6%増加したのは、冬のボーナスが寄与したものです。

24春闘の賃上げ率は33年ぶりに5%を超え、従業員数30人以上の企業に限れば2024年は、0.1%増で、2年ぶりの僅かなプラスとなりました。

4. 労働分野をめぐる情勢

(1) 伸び悩む実質賃金のもとでの労働者の生活状況

2025年2月5日厚生労働省が2024年の毎月勤労統計調査調査（速報）によると、実質賃金は前年比0.2%減で3年連続のマイナスになったと報じました。また、名目賃金に当たる現金給与総額は33年ぶりの高い増加率になりましたが、物価上昇に追いついていない実態が浮き彫りになりました。

(2) 大幅賃上げと労働時間短縮の実現を

すべての労働者の大幅賃上げや労働時間短縮を実現させようと全労連・国民春闘共闘委員会は7日朝、東京都内5カ所で新春宣伝を行いました。約300人が参加し、「賃金あげて！＋10%以上」「労働組合に入って交渉しよう」などの横断幕を掲げて通勤者らにアピール。『給料上げて』と言っていますか。一緒に声をあげませんか』などと書かれたビラ入などを配布しました。

全労連は、「米国では多くの労働者がストライキに立ち上がり4年で25%の賃上げなどを勝ち取った組合もある」として、労組に結集リストを構えて大幅賃上げを実現しようと訴え。先進諸国と比べて長い日本の労働時間への規制が求められているにもかかわらず、労働基準法見直し議論では長時間労働を助長する方向が打ち出されていると批判し、「政府がやるべきことは労働時間を規制し、働きすぎを止めることだ」と強調しました。

東京春闘共闘会議は、先進国で2000～3000円の最低賃金が日本では東京都でも1163円だとして「遅れた日本の最賃改善は急務だ」と語りました。

(3) 労働者のくらしを守る社会的な賃金闘争

日本人の平均給与はバブル崩壊直後の1992年時点で472万円でしたが、直近は443万円と、30年前から減少しています（国税庁：令和3年分民間給与実態統計調査）。

労働者の平均給与を、引き下げている大きな要因として、正社員と非正規社員との賃金格差が挙げられ、この根底には、正規を増やさず、非正規雇用を増やしてきた政治に原因があります。

また、労働組合の組織率が下落し組合員が高齢化している点が挙げられています。日本の労働組合の組織率は1949年の55.8%を頂点に低下し続け、2021年には16.9%まで低下しました。その結果、労働者の賃上げを主張し、労働者の立場を代弁する影響力が以前より低下しているという分析や、また、組合員が高齢化して労働組合が賃上げよりも雇用維持を優先する傾向が強くなり、賃上げの優先順位が下がったのではないかとされています。

事実、2024国民春闘では、「たたかう労働組合のバージョンアップ方針」を打ち出し、民間労組などが、ストライキを実施し、26年振りの8,000円台の賃上げを実現しました。

春闘を含め、最低賃金についても、生計費調査の根拠に基づいた「全国一律、今すぐ1,500円。めざせ1,700円！」の実現が必要です。そのためにも、労働組合の重要性、効果等を改めて訴え、身近なところからの組織化が重要です。

5. 社会保障や国民生活をめぐる情勢

(1) 2025 年度予算案と国民生活

2025 年度予算の社会保障関係費は、過去最高の 38 兆 2778 億円となりました。経済・物価高騰への配慮を含む自然増は、6500 億円程度が見込まれていましたが、薬価の改定や年金のマクロ物価スライドの発動、高額療養費の見直しなどで 1300 億円を削減し、自然増を圧縮しました。これで 15 年連続の圧縮となり、その総額は 2 兆円にも及びます。

高額療養費の見直しは、がん患者など当事者の「命に関わる」との訴えに、石破首相は、「一部凍結を決断」としながらも「8 月からの実施は行う」とするなど、迷走しています。

また、2 月 25 日に自民党・公明党・日本維新の会は、25 予算案の修正で合意し、「高等教育の無償化」とともに、日本維新の会が掲げる「国民医療費の総額を、年間で最低 4 兆円削減」の方針も念頭に置くと明記されました。新たな社会保障削減の協議を行い、来年度予算から反映するとしています。「高等教育の無償化」は財源が明らかではなく、さらなる社会保障の削減に結びつくことも考えられます。

(2) 社会保障各分野ですすむ制度改悪

医療・介護・障害・保育など社会福祉分野では、低い賃金と厳しい労働条件にどの分野も「担い手不足」が大きな課題となっています。そのため、厚生労働省は、医療・介護・障害・保育などの分野で働く人々の賃上げ分を、国の公定価格や診療報酬。介護報酬に組み入れる措置や処遇改善加算を行いました。全労働者の賃上げに遠く及ばず、一向に改善されない賃金に、離職が後を絶たず、悪循環が続いています。

1) 医療分野

診療報酬の改定率は、賃上げ分などを除くと実質わずか 0.17%と、新たな診療報酬では、看護師の配置が厳しく、コロナ支援金もなくなり、多くの病院が赤字経営を強いられており、病院倒産も増えています。コロナ禍を経験して、多くの国民が安心して医療機関にかかることが出来る地域医療の整備・拡充が望まれています。程遠い現状です。

また、高齢者の医療費負担は、70 歳から 74 歳まで 2 割（国保医療）、75 歳以上は 1 割（後期高齢者医療）ですが、課税所得が 145 万円以上かつ総収入が単身 383 万円以上、2 人世帯 520 万円以上になると「現役並所得」として 3 割となります。後期高齢者医療も 2 割負担が導入され、「高齢者は恵まれている」と負担のターゲットとなっていますが、その実態をしっかりと把握する必要があります。

2) 介護分野

福祉人材の確保が極めて困難な状況が続くところに、物価高騰と介護報酬の引き下げの影響により、2024 年に倒産した介護事業者は過去最多となりました。介護事業者の倒産は小規模事業者が大半を占めています。

介護保険料は年々負担が増大し、介護保険制度開始時の 3 倍にもなっています。一方で、利用料負担も 1 割負担から 2 割、3 割負担と負担が増え、お金が払えず、利用限度まで使えない事態がひろがっています。

今後は、2024 年制度改定では見送られた、自己負担 2 割への対象者拡大などの負担増、軽度者向けサービスの見直しやケアマネジメントの有料化などの課題の検討が進みます。しっかりと意見をあげることが必要です。

3) 障害分野

2006 年 4 月に障害者自立支援法が施行されてから 17 年。この間の施設設置要件等の緩和等による福祉職場の急速な市場化により、営利企業の参入が進み、様々な問題が表面化しています。

制度施行後発生した問題点を修正するため、今回の報酬改定のように、毎年のようにつぎはぎで制度改正を繰り返し、障害当事者はもちろん、事業者も、制度を運営する市町村も、年度末になるといまだに混乱が繰り返される状況で、障害者に寄り添うことが困難になっています。

また、障害児分野は、こども家庭庁に統合され、ライフステージに合わせた切れ目ない援助が困難になっています。

4) 生活保護分野

① 職場の状況

被保護世帯数は、2015 年 3 月に過去最高（217 万世帯）を記録して以降、2024 年 4 月まで 164 万世帯と横ばいが続いています。それでもケースワーカー（以下 CW）の人員不足が、全国的に顕著に現れています。厚生労働省の福祉事務所人員体制調査（2016 年調査以後調査されていない）による標準数の充足に関する実態は、政令市に限れば 3 市（川崎、相模原、浜松）しか充足していません。

CW の仕事の状況は、CW への異動を希望しない、なり手がいない状況が広がっています。過去に、厚生労働省の福祉事務所人員体制調査（2016 年調査）では、全国平均で 1 年未満の経験者が 24%、3 年未満の経験者が 62%となっています。労働組合のアンケートでも 4 年未満の経験者が生活保護現場の 3 分の 2 を占めるとも言われており、生存権を保障する生活保護制度の足元が揺らぐ状況になっています。

就労支援や年金手続き支援等は、それぞれの専門員が非常勤で配置されるなど業務の分業化が進み、支援世帯

の個々の課題をトータル問題として考えにくい現状も広がっています。高度な専門性が求められ、また、こうした相談についても長期的な観点に立って寄り添い続けることが必要ですが、業務の細分化や非正規化が進み逆行しています。CW 業務の委託問題は、東京都中野区で受託専門員による越権行為や偽装請負が指摘され問題となっていることから、CW の業務過多の改善には、正規公務員の増員と専門性の向上以外の答えはありません。

② 生活保護の現状

これまで生活保護基準は、次々と削減され、国民全体の生活水準を抑制し、引き下げる方向に働いています。全国各地で基準引き下げの取り消しを求めた裁判が闘われていますが、国民の声を無視した国の動きは、憲法で保障された国民の生存権の公的責任を後退させるものです。ナショナルミニマムとしての生活保護基準の意味を改めて考える必要があります。

これまで生活保護基準は、次々と削減され、国民全体の生活水準を抑制し、引き下げる方向に働いています。全国各地で基準引き下げの取り消しを求めた裁判が闘われていますが、国民の声を無視した国の動きは、憲法で保障された国民の生存権の公的責任を後退させるものです。ナショナルミニマムとしての生活保護基準の意味を改めて考える必要があります。

(5) 保育・子育て支援分野

2023 年 4 月、政府はこども家庭庁を設置し、「こども基本法」に基づき「こども未来戦略方針」を具体化した「こども未来戦略」は、3.6 兆円程度に及ぶ「こども・子育て支援加速化プラン」の内容とそれを安定的に支える財源の具体的内訳と金額を提示しました。

「加速化プラン」の 3 つの柱は「若い世代の所得向上に向けた取組」「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」「共働き・共育での推進」となっており、どこにも「こどもの視点」で語られた政策が見当たりません。

子どもの最善の利益を守るため、様々な政策決定の際にはこどもの参加と意見表明を重視し、安心安全に暮らせる家庭と社会を実現するために、必要な現物給付などの経済的支援の強化と福祉施設最低基準の大幅改善など制度改善を求めることが大変重要です。

保育では、未就園児に子ども同士のふれあいをと、2026 年度から月 10 時間保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」の具体化が始まっています。制度の基本は、国が示していますが、どういう制度にするかは自治体任せとなっており、今後の取り組みが重要です。

6. 行政改革と一体ですすむ「デジタル化」

(1) 自治体情報システム標準化

2025 年度末（2026 年 3 月末）は自治体情報システムの標準化の期日になります。標準化法に基づいて全国の自治体が一斉に取り組みを進めるため、標準化作業を自治体から請け負うシステムベンダが不足し、期日までに間に合わない自治体が続出しています。国が作成する標準準拠システムの仕様書の遅れと改定が繰り返されるため、期日までに移行困難になる自治体が増加して続けています。

東京都は 2024 年 10 月 18 日、全国約 1700 の地方自治体で稼働する基幹業務システムの標準化について「期限第一」ではなく「安全第一」の標準化への転換を求める内容で、小池百合子知事から村上誠一郎総務相と平将明デジタル相への緊急要望を提出しました。

要望書は、東京都内では現在、2025 年度末の期限までに間に合わない「移行困難システム」に該当するシステムが 19 自治体の 36 システムあり、大手開発事業者の方針変更などによって今後大幅な増加が見込まれるとしています。東京都は、「一律の移行期限にこだわることなく、自治体や開発事業者の状況に応じた十分な移行期間を確保」するよう求めました。また、移行に関する経費についても、移行時期を問わず国が全額を負担することや、その旨を早期に明確化することを求めています。

こうした経費に関する要望の理由について東京都は、補助金の取り扱いが明らかになっていないため、余裕のないスケジュールで移行に踏み切らざるを得ない自治体があることや、費用負担を巡り自治体と開発事業者の間で交渉が難航する事例があることを挙げています。

要望書はさらに、(1) 事業者間の負担を軽減するため、国がシステム間調整やデータ連携について具体的な方針を示すこと (2) 開発事業者が撤退したシステムについて代替事業者を確保するため市区町村を支援すること (3) 自治体の責任で「移行困難」になったかのような否定的な印象を与えないよう「移行困難システム」の呼称を改めること、も求めています。

情報システム標準化にかかる経費は増加を続けています。23 区の移行経費は平均数十億円規模となり、多摩や島しょ部でも数億円規模の負担を自治体は強いられています。国は移行経費を負担するとはいうものの、2025 年度末までに間に合うことを前提としており、自治体は莫大な移行経費を回収できるか不安を抱えています。

(2) ガバメントクラウド

ガバメントクラウドは情報システム標準化の利用環境です。自治体はこれまで独自に調達したプライベートクラウドで作業を行ってきました。標準化作業後は、国が仕様を定めた標準準拠システムを、ガバメントクラウドで原則利用することとされています。ガバメントクラウドを推奨する理由に「運用経費が 2018 年度比で最低 3 割削減できる」と豪語してきました。しかし、ガバメントクラウド移行する先行事業に参加した自治体の多数で運用経費が増加し、現在の運用経費の数倍になった自治体もありました。

東京地評東京国民春闘が実施した自治体キャラバン 21 のアンケートでは、ガバメントクラウドへの移行によって、運用経費が削減されるか聞いたところ 1 割以上経費が増加すると回答した自治体は 23 区では 9 区でした。ガバメントクラウドを利用する理由については、「国が推奨している」が 12 区でした。ガバメントクラウドの利用は努力義務です。しかし半数近い自治体が、ガバメントクラウドの利用で経費負担が増加するにもかかわらず、利用せざるを得ない状況になっています。自治体は公共サービスを提供するうえでシステムの利用は欠かせません。標準化後、ガバメントクラウドでシステムを利用によって、これまでよりも費用負担が増加することになれば、自治体財政を圧迫し、公共サービスの継続に影響が出る恐れがあります。標準化の移行経費とガバメントクラウド利用経費は、国が責任をもって負担を求める必要があります。

(3) 東京都の自治体 DX

小池都知事は 1 月 31 日の記者会見で 2025 年度東京都予算について説明しました。小池都知事は AI を活用して 100 年後の未来を予測し、「22 世紀の予測」をまとめ、東京都の長期戦略「2050 東京戦略」を反映しています。

都は、デジタルを梃子にした都政の構造改革戦略「シン・トセイ」の更新版を作成し、都庁だけでなく、国や区とも連携し、DX を推進するといいます。行政手続きの簡素化を進めて、ワンストップサービスの実現 DX の活用によって、都民や事業者の手続きにかかる時間短縮し、「手取り時間の増加」を目指すといいます。

1) 東京都公式アプリとマイナンバーカード

都は「東京アプリ」リリースしました。アプリによる行政手続きを一元化して変更し、都民がスマートフォンで簡単に利用できるようにするといいます。しかし、東京アプリは、マイナンバーカードとの連携を前提としており、都が指定する取り組みに参加するとポイントを付与するとしています。「決裁事業者のポイントに変換して利用可能」ということから、位置情報等の収集とマイナンバーカードとの紐付けの推進等が疑われます。

2) 「こども DX」の推進

都は国が設置するデジタル行財政改革会議を全国に先駆けて取り組む事業として、「こども DX」をさらに進めるといいます。こども DX は民間 ICT 企業が提供している SaaS を子育てに関する行政サービスに活用し、子育てに関する必要な情報を都民にプッシュ通知で提供するといいます。こども DX には「こども DX 推進協会」という ICT 企業の業界団体が民間代表として都の事業の構成員に加わりました。そして、プッシュ通知を行う提供事業者には、こども DX 推進協会の会員企業が選定されており、利害関係が一致する状態がつけられています。また、SaaS は子どもと保護者の個人情報の取得を前提としており、こども DX 推進協会はこども DX の会議で個人情報をさらに提供するように求めています。こそだて支援のプッシュ型への移行と一体に、公共サービスが民間 ICT 企業の SaaS に切り替えが進んでおり、自治体が保護する個人情報の収集がなし崩しで進んでいます。

7. 公共サービスを担う自治体・公務公共関係職場と労働者の状況

(1) 限界まで減らされ続けた職員数

地方自治体の職員数は 1994 年の 328 万 2 千人をピークに一貫して減少を続け、2024 年の総務省調査「令和 6 年地方公共団体定員管理調査結果のポイント」で公表された職員数は 281 万 2 千人で、47 万人（14%減）まで削減されています。特に、一般行政部門は 1994 年比で 19%減少しています。

東京都の職員は減らされ続けています。「都の職員定数の推移」は 1979 年度に 220,333 人であった職員総数は、2006 年度には 165,293 人まで減少しています。知事部局の職員数は 55,111 人から 25,267 人（48%）まで減少しており、全国平均の減少率からみても東京の職員削減数は異常です。

一方、東京都は人口の流入が続いています。1979 年の人口は 1,163 万人でしたが、2024 年 1 月の人口は 1410 万人に増加しています。都の 2025 年度予算も 9.2 兆円と過去最高を更新しました。人口や予算に対して公務員数は反比例している状況です。

都の職員人件費は、2008 年度の 1 兆 5755 億円から減少と横ばいが続いていますが、給与総額が横ばいでも、社会保険料と物価上昇は続いていることから、職員の可処分所得は下がり続けています。給与も職員定数も増やさずに事業を拡大すれば、職員の労働強化になります。

(2) 受験者数の減少

地方公務員の採用選考受験者数も減少が続いています。総務省「地方公務員における働き方改革に係る状況」

によれば、過去 10 年の競争試験における受験者数と競争率では、2012 年は受験者数 58 万 4 千人で競争倍率は 7.9 倍でした。毎年減少傾向が続き、2022 年の受験者数は 43 万 9 千人で倍率は 5.2 倍です。10 年間で 15 万人減少しています。

東京都の過去 5 年の受験者数については、TAC によれば、2020 年は倍率 4.6 倍、2021 年は 13.7 倍と大幅に伸びますが、2022 年からは 3.1 倍、2023 年は 2.4 倍、2024 年は 1.5 倍まで落ち込みます。自治体業務の担い手は AI や派遣職員にすべてを託すことはできません。魅力ある職場づくりと労働に見合う給与の保障が今こそ求められています。

(3) 会計年度任用職員の増加と格差

正規職員の減少が続く一方、会計年度任用職が自治体職員に占める割合が増加しています。東京地評東京春闘共闘会議が実施した自治体キャラバン 21 の最新のアンケートでは、23 区の正規職員比率は平均会計年度任用職員の比率は 60%、会計年度任用職員は 35%でした。会計年度任用職員が 4 割を超える区は 8 区でした。市と町では正規職員比率が 47%に対して、会計年度任用職員は 49%で逆転しています。会計年度任用職員が 5 割を超える市と町は、13 市 2 町、6 割超は 3 市でした。

国家公務員の基幹業務職員の更新回数限度が撤廃と、また東京自治労連が更新回数限度の撤廃を求める運動の中で、会計年度任用職員に関する更新回数上限を撤廃する自治体が多数になりはじめています。

自治体キャラバン 21 の調査でも、更新回数制限を設けている自治体は、23 区のうち 13 区ありましたが、上限回数の撤廃を「予定」または「検討」する自治体は 9 区で、現行通り維持する自治体は 4 区に留まっています。市と町では、現状は 14 市が更新回数制限を設けていますが、削除予定は 1 町、検討が 17 市でした。

会計年度任用職員の更新回数制限を撤廃が進んでも、任用期間を会計年度内とする問題は解消されていません。会計年度任用職員は単年度で終了する職は少なく、常用的な職が多数を占めています。また、職種によっては高度な専門性を必要とする職もあります。期間の定めのない常勤職員による公務の運営の原則からも、会計年度任用職員の処遇の改善が求められています。

東京都は 2024 年 3 月、都立学校のスクールカウンセラーの 4 分の 1 にあたる 250 人を雇止めしました。雇止めされた職員は学校の評価も高く、繰り返しの任用をしてきたベテラン職員です。保護者や学校現場からは困惑する声が寄せられています。期間の定めのない短時間公務員制度の確立が求められています。

IV. 運動の基調と重点課題

運動の基調

東京自治労連では運動の基調として、職場活動を基本に据え、要求実現と組合加入を車の両輪に、労働組合の確立・強化と増勢をめざす取り組みをすすめてきました。今、中高年層や再任用職員の怒りはピークに達しています。その怒りを要求に掲げ、要求実現に向けた「中堅から高齢層職員までの大幅賃上げを求める署名」に取り組めます。署名を通じて、未加入者や会計年度任用職員にも対話を行い、大きな運動に広がっていきましょう。運動の柱は以下の 4 点です。

- 「要求運動と組織拡大強化は車の両輪」の取り組みを定着させ、単組・局支部と東京自治労連の増勢をめざします。
- 職場に依拠した対話活動をすすめる中で、組合加入と次世代育成の取り組みを前進させます。
- すべての自治体・公務公共関係労働者、とりわけ中高年層や再任用職員を視野に、対話活動・職場訪問・懇談会など職場活動を重視し、職場の労働組合組織の確立と強化をすすめます。
- 自治労連共済の「たすけあい・ささえあい」共済拡大運動、組合員の「生活応援」労金推進運動を軸に、組合加入と自治労連共済加入、労金利用を一体として取り組み、組織拡大をすすめます。

重点課題

1. 人間らしく暮らせる賃金労働条件の実現をめざし、社会的な賃金闘争の前進

- (1) 25 春闘期から人事院・人事委員会勧告、秋季年末闘争までを見据え、通年のたたかいを構築し、自治体・公務公共関係労働者の大幅賃上げ、賃金底上げをめざして取り組みます。
- (2) 高齢期職員の処遇改善に向け取り組みをすすめます。55 歳昇給停止の廃止、再任用職員の一時金支給月回数について、定年前職員と同月数とするよう求めます。
- (3) 会計年度任用職員の一律抛出額導入に反対します。
- (4) 10.15 統一行動を公民共同で取り組みをすすめます。
- (5) 生計費原則に基づき、最低賃金 1500 円以上めざせ 1700 円、全国一律最低賃金制度の実現に向けて、職場と地域の世論形成や共同行動をすすめます。
- (6) 工事・公共調達における自治体の公的責任と事業の質を確保するために、労働報酬下限額を設定した公契約

条例制定・拡充の取り組みをすすめます。

- (7) 政府・財界による「三位一体の労働市場改革」は、裁量労働制の拡大、解雇の金銭解決制度の創設、ジョブ型雇用の普及、シフト制労働契約の濫用など「新しい資本主義」政策を進めるものであり、労働法制の改悪に反対し、雇用の確保・継続、労働時間短縮など安心して働ける労働条件の確立をめざします。
- (8) 新しい時代の働き方に関する研究会」がまとめた報告書は、労働基準法を「多様性重視の視点に立って、時代に合わせた見直しが必要」とし、長時間労働などに歯止めをかけてきた労働者保護法としての労働基準法の概念そのものを改悪する方向性が示されたものであり、撤回を求めます。
- (9) 実質賃金が低下しているもとで、大企業の内部留保を活用し労働者の賃上げや中小企業支援の実現をめざします。
- (10) 総務省「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」や、人事院「人事行政諮問会議」などにおける、人材確保を理由とした公民の垣根を越える制度の検討に留意し、課題を明らかにします。

2. 職場活動を基本に、要求実現と組合加入を車の両輪とし、労働組合の確立・強化と増勢をめざす

- (1) 組合加入と次世代育成の教訓をいかし、「要求運動と組織拡大強化は車の両輪」の取り組みを定着させ、単組・局支部と東京自治労連の増勢をめざします。
- (2) 職場に依拠した活動をすすめる中で、組合加入と次世代育成の取り組みを前進させます。
- (3) すべての自治体・公務公共関係労働者とりわけ会計年度任用職員を視野に、対話活動・職場訪問・懇談会など職場活動を重視し、職場の労働組合組織の確立と強化をすすめます。
- (4) 自治労連共済の「たすけあい・ささえあい」共済拡大運動、組合員の「生活応援」労金推進運動を軸に、組合加入と自治労連共済加入、労金利用を一体として取り組み、組織拡大をすすめます。

3. 住民の福祉の向上と職員が働き続けられる職場を目指して「公共を再生」する

- (1) 労働安全衛生活活動を重視します。職場の環境改善とハラスメントの一掃、長時間労働、不払い残業の解消等に取り組みます。
- (2) 住民のための業務の拡充と職員が余裕を持って働くことができるよう、職場の声から出発した予算人員要求闘争を強めます。病院や保健所、窓口職場等、職場の人員不足の解消を進めます。
- (3) 「公的サービスの産業化」を推進する業務委託・民営化に反対します。自治体業務の公共性・専門性などを維持・向上し、住民のいのちとくらしを守る取り組みをすすめます。
- (4) 自治体情報システム標準化を現状の公共サービスの後退が起きないように安全第一で取り組みます。自治体情報システムのガバメントクラウドへの移行で現状の運用経費を上回る場合は全額に国に負担を求めます。
- (5) 公共サービスに SaaS を導入する場合は労働組合への情報提供と協議のうえ導入することを求めます。SaaS は住民と職員の個人情報の収集を前提としています。利用目的の明示と説明を自治体の責任で行い、個人情報の目的外利用を行わないよう求めます。
- (6) 職場と地域で地方自治研究活動と住民共闘をすすめます。東京地方自治研究集会を成功させ、自治研活動の活性化と住民、関係諸団体との共同を広げます。

4. いのちとくらしを守る社会保障の実現、国民的課題・制度政策要求の前進

- (1) 社会保障制度は、憲法 25 条「健康で文化的な最低限度の生活」を国が実現する制度です。その制度が「自助、互助、共助、公助」の考えを、すべての政策の基本とするところまでできています。改めて、「権利としての社会保障」を中心とする制度を構築します。
- (2) 医療、介護、保育などケア労働者の賃金に、直接の影響を与える公務員賃金の引上げを勝ち取り、公定価格や診療・介護報酬への反映で、賃金底上げを図るために、各種団体との取り組みを強化します。
- (3) ぜい弱な医療・公衆衛生の機能と体制の強化、地域医療を守る公的・公立病院の拡充、国民皆保険制度の崩壊につながるマイナ保険証の廃止を求めます。
- (4) 介護、障がい、生活保護など社会福祉の切り下げを許さず、社会保障制度の拡充を求めます。
- (5) 公的責任が明確な保育の解体を許さず、全ての子どもに権利としての保育と、それを支える保育労働者の権利保障、保護者の子育てする権利を一体に守ります。
- (6) 消費税を当面 5%に引き下げ、インボイス制度廃止、大企業や富裕層優遇の不公平税制の抜本改正、累進課税強化を求めます。
- (7) 民主的教育の確立、食料自給率の向上など制度政策要求の実現をめざし、住民や運動団体とともにとりくみます。
- (8) 災害復興、地球温暖化に伴う気象危機対策、原発ゼロ、ジェンダー平等などの課題への取り組みを、住民

や運動団体とともにすすめます。

- (9) 12月に開催する第15回東京地方自治研究集会では、住民や運動団体との議論を深め、東京の取り組みの発展に寄与するようとりくみます。

5. 改憲阻止、平和と民主主義を守り、国民が安心できる政治の実現

運動を広げるとともに、被爆・終戦80年の今年、戦争も被爆も知らない世代に平和運動を引き継ぐ取り組みをすすめることが重要です。また、憲法を遵守すべき自治体労働者であるからこそ、憲法を守るための取り組みを積極的に進めます。

さらに、憲法や政治の課題を避けようとする意識を克服する取り組みも重要です。組合員・住民の身近な要求と憲法・政治課題を結び付けて語り学ぶ取り組みを重視します。

- (1) 憲法が掲げる自由と権利を守る取り組みをすすめます。衆議院で改憲勢力を3分の2未満に追い込んだ改憲反対の運動の成果に確信をもち、さらに運動を広げます。
- (2) 被爆80年の今年、例年にない規模と内容で取り組まれる原水爆禁止世界大会をはじめ、核兵器廃絶を実現する取り組みを被団協のノーベル平和賞受賞を力にすすめ、次世代に運動を継承できるよう取り組みます。
- (3) 横田をはじめ、すべての米軍基地撤去、辺野古新基地建設中止、オスプレイ配備等の中止に向け、共同の運動を広げます。
- (4) 「憲法をいかす自治体労働者東京連絡会」(以下連絡会)の取り組みに積極的に参加します。
- (5) 市民と野党の共闘の前進、立憲主義の回復、国民の要求を前進させる政治の実現に向けた取り組みをすすめます。
- (6) 都議会議員選挙・参議院議員選挙に向けて要求と政治の結びつきについて語り学習し、主権者意識・政治参画への意識を高めます。

V. 具体的な課題と取り組み

1. 人間らしく暮らせる賃金労働条件の実現をめざし、社会的な賃金闘争の前進にむけたとりくみ

- (1) 高齢期職員の処遇改善に向けた、職員一人一筆の署名に取り組み、庁内世論を形成し要求の前進をはかります。
- (2) 物価高騰に見合った賃上げを全ての職員に行うことを求めています。
- (3) 会計年度任用職員の昇給制度の拡充、成績率導入などに反対し処遇改善に向けた取り組み、組織化を前進させます。
- (4) 10.15統一行動を公民共同で取り組み、自治体・公務公共関係労働者の大幅賃上げ、賃金底上げをめざして取り組みます。

2. すべての運動について職場活動を基本として、職場の労働組合の確立・強化、東京自治労連の増勢をめざした組合加入、次世代育成の飛躍的前進に向けたとりくみ

- (1) 全ての自治体・公務公共労働者を視野に、対話を重視した職場活動として職場懇談会、職場訪問をすすめる取り組み
 - 1) 対話を広げ、新たなつながりをつくることで、職場要求運動と組織拡大強化を車の両輪として取り組み増勢をめざすとりくみをすすめます。
 - 2) 春・秋2回の「組織拡大月間」に向けて方針を策定し、新規採用者、組合未加入者に対して、組合加入に向けた意思統一を図るため、7月に開催していた組織集会を2月の中央委員会に併せ開催することで、春闘方針の確立と組織拡大強化を図っていきます。また、単組・局支部の拡大目標、計画などを早期に定め組織拡大をすすめます。(2026年2月7日予定)
 - 3) 春闘・予算人員要求闘争・賃金確定闘争・秋季年末闘争の中で、対話を広げ、職場懇談や職場訪問に取り組み、職場での労働組合づくりをすすめます。
 - 4) 会計年度任用職員の処遇改善に向けた取り組みをすすめていきます。
 - 5) 上部団体を持たない組織などに自治労連加盟に向けた働きかけを進めていきます。

- (2) 東京自治労連、単組・局支部の青年活動の活性化を進め、単組・局支部の役員や東京自治労連の役員体制の確立

学びながら交流する「東京の自治体で働く青年交流会」の実行委員会に全ての単組・局支部からの積極的な参加で、仲間を増やす取り組みをすすめます。青年の要求である「住民のためにいい仕事がしたい」という思いを実現させるため、青年組合員の学習とつながりを活かし、仕事や組合活動を通じた交流を広げる運動を

すすめます。併せて、単組・局支部の青年組合員の組織化や青年部の再建をめざす取り組みをすすめます。

単組・局支部では、職場の強い要求を実現するため、対話を重視し職場の信頼関係を築き、職場の先輩や仲間が声をかけることで加入へ結び付ける取り組みを地道に続けています。組合役員や職場内の協力する組合員が、職場の声を要求に取り上げ、交渉を重ねることにより、組合に対する信頼が高まります。改めて、対話による組合活動を重視し、職場から取り組みを進めていきます。

月 1 回開催される拡大執行委員会では、単組・局支部の課題や取り組みについて、交流を行っています。4 月は、組織拡大の取り組みや計画などを交流しています。良い部分を参考に取り入れるなど、実践に活かした取り組みも報告されています。引き続き、情報交流に努め組織拡大の活性化につなげていきます。

(3) 自治労連共済「たすけあい・ささえあい」共済拡大運動を念頭に、自治労連共済加入と組織拡大を一体化させた取り組み

- 1) セット共済 D 型を 25 年 4 月から 26 年 3 月末まで最長 1 年間プレゼント (D 型プレゼント) します。プレゼント用の新採リーフレットの QR コード申込も活用しながら、単組・局支部の要望を積極的に聞き出し、必要に応じて適宜支援に入りながら、一年を通して新規採用者と組合未加入者の加入を促進します。また、プレゼント期間終了後も 5 割の継続を目標に、ダイレクトメール等も活用して継続加入を呼びかけます。
- 2) 特別重点支援措置を利用し、本人のみでなく、配偶者・子どもの加入促進も視野に入れた組織化に取り組みます。
- 3) 夏 (6～9 月) と冬 (1～3 月) の加入拡大キャンペーンを積極的に活用し、組織化の一助になるように努めます。
- 4) 民間損保に比べ、火災共済に価格優位性があることを周知するとともに、組合員ニーズに合致して加入数の伸びている風水害等特約についても、夏冬キャンペーンチラシで前面に打ち出すなど、QR コード見取りも活用して、一層の拡大に努めます。
- 5) セット共済満期終了者にシニア共済にスムーズに移行してもらえるよう、シニア共済の内容の周知に努めます。
- 6) 組合員の退職後の生活不安に応える「年金共済」に取り組みます。
- 7) 共済を「増やす人を増やす」ため、次世代育成を念頭に、東京都職員共済会 35 周年事業として 10 月 3 日 (金)・4 日 (土) まで箱根路・開雲にて宿泊研修会を実施します。また、自治労連「共済学校」や共済グループ実務研修への積極的な参加を呼びかけます。

(4) 組織強化・拡大につなげるため、労働者の福祉金融機関・中央労働金庫の利用を拡げる取り組み

労働金庫は、働く仲間の助け合いのための金融機関であるため、組合員の暮らしを支えるとともに、安心して生きられる社会づくりに寄与することを目的としています。

組合加入のメリットにもつながる労金サービスの更なる充実にむけ、労金内運営委員の役割を担い、引き続き東京地評労金推進会議に参画して、本部組織とのパイプを強めます。また、支店ごとに組織される労金推進幹事委員に単組・局支部からの参画を促すとともに、各定期大会の運動方針に「ろうきん運動」の項目を設けることや、組合各種行事に労金担当者が参加できるように促します。

まだ金利水準が低いとはいえ、2024 年にゼロ金利政策が転換されたことにより、銀行預金のメリットが目立って注目を集めています。改めて「財形貯蓄」を中心とした堅実な貯蓄性商品の重要性を訴えます。

併せて若年層の関心が高い iDeCo、NISA といった元本保証のない商品については、そのリスクをきちんと説明したうえで取り扱うことを労金に求めます。

また、退職準備講習会等を適宜開催し、これからセカンドライフを迎える組合員の関心にしっかりと応えることにより、退職金や年金の振込先として労金を選択してもらえるように働きかけます。

組合員の生活を応援するため、引き続き、単組における「組合運動」と「ろうきん運動」を、車の両輪として、各支店との連携によるとりくみの構築に努めます。

(5) 学習教育宣伝活動の具体化のとりくみ

- 1) 各単組・局支部での学習活動を具体化し強めます。

「勤労者通信大学」各コースの積極的な参加を呼びかけます。参加者を増やすために、東京自治労連として受講料の助成を行います。

また、全労連の初級教育制度「わくわく講座」の受講を呼びかけ、東京地評が主催する「わくわく講座ラパス講」への参加を呼びかけます。

- 2) 自治労連の学習テキスト「ここから始めるの一組合活動・自治労連運動」の活用をすすめます。

- 3) 自治労連主催の労働学校「青年女性ステップセミナー」・「現業労働学校」・「書記労働学校」・「中央労働学校」

等、学習する機会への積極的な参加を呼びかけます。

4) 職場での学習活動の活性化や日常的な学習をすすめるため、「学習の友」、「住民と実」等の購読、自治労連・地方自治問題研究機構編集の自治と分権」(データ配信・無料)の活用をはかります。

5) 機関紙「とうきょう自治体の仲間」やホームページの充実に努めます。

6) 全労連や自治労連、東京地評等が発行する機関誌や宣伝チラシをはじめ、各種宣伝・学習資材を活用し運動を強めます。

(6) 文化・スポーツ活動のとりくみ

組合員の要求でもある文化・スポーツ活動を通じて組合員同士が仲間とつながり、ともに明るく豊かな自治体職場をつくり、自治労連運動の強化と前進を目指します。

1) 東京自治労連軟式野球大会開催

4月5日(土)、13日(日)、19日(土)の3日間、清誠運動場で開催します。

毎年継続して開催できるよう、これまで運営の実務を担当してきた実行委員に加えて各単組・支部のチーム選出の実行委員で運営にあたります。

東京大会の優勝チームを関東甲越ブロック野球大会(千葉)への出場チームとします。

2) 囲碁将棋大会

5月10日(土)午前中に東京労働会館ラパスホールで開催します。

多くの参加者で開催できるように、参加する単組・局支部を増やし、協力員体制も拡充して運営にあたります。

同日午後に開催される関東甲越ブロック将棋大会の予選を兼ねて開催します。

(7) 補助組織のとりくみ

1) 青年部

東京自治労連青年部は、2025年3月19日(水)に第22回定期大会を開催するために準備をすすめています。2024年度の体制は、部長、副部長が未選出のスタートとなり、現在では書記長も不在の事態となり、青年部執行体制の確立が急務となっています。2024年度は交流を中心に学習も取り入れるスタイルで活動を進め、BBQ交流会を63名の参加で成功させるとともに、東京の自治体で働く青年実行委員として、3名の青年が委員を受けてくれるなど、明るい兆しも出始めています。11月には第2弾BBQを計画していたところ、天候不順で急遽取りやめとなってしまいましたが、引き続き活動を進めていきます。

青年部を強化するには、担い手を増やしていく必要があります。第10回常任委員会において、大会の在り方や活動をどのように進めていくのかなど、率直に意見交換を行いました。一方的に組合の必要性の理解や継続的な参加を追求するのではなく、参加した青年同士で話ができる、話を聴く場をつくること、話すきっかけとなる講演会を積極的につくり、上手に引き出す(聞き手に回る)ことが必要ではないかなどの意見が上がりました。青年部では、対話による次世代育成に向け、青年同士が結び付きを深める取り組みをすすめていきます。

2) 女性部

平和を求める取り組みをすすめるため、学習・署名・宣伝に取り組みます。

- ① 母性保護への攻撃を許さず、権利の拡充、総労働時間短縮、不払い残業根絶に取り組み、「健康で働き続けられる職場」を求めた運動に取り組みます。
- ② 国連女性差別撤廃条約選択議定書の批准、慰安婦問題の解決、ジェンダー平等に基づく法改正をすすめるため、学習・宣伝・婦団連の署名に取り組みます。
- ③ 自治労連女性部、東京地評女性センターに結集して運動をすすめます。
- ④ 東京地評女性センター春の学習会(2025年4月予定)、自治労連女性部定期大会(2025年8月23日)、第70回はたらく女性の中央集会in愛知(2025年11月29~30日)、第10回はたらく女性の東京集会(2025年秋頃)、第70回日本母親大会in東京(2025年9月28-29日)、2025年東京母親大会・西東京市(2026年2月1日)、に積極的に参加します。
- ⑤ 育児休業代替の正規職員配置、男性職員の育児休業取得率の向上、ハラスメント防止など、仕事と育児・介護の両立にむけた権利拡大に向けた学習や運動に取り組みます。
- ⑥ 会計年度任用職員の均等待遇の実現に向けて運動をすすめます。
- ⑦ 常任委員会と委員会での学習や、春闘のつどいを開催し、情勢を学習し運動の意思統一を図ります。
- ⑧ 「自治労連・組合活動への男女参加促進のアクションプログラム」に基づき、機関会議の女性参加促進、女性役員の育成に向け、女性部としても知恵と力を出し合い取り組みます。
- ⑨ 女性部三大要求「婦人検診の毎年実施(子宮頸がん検診のHPV検査の導入等)」「部分休業・育児短時間勤務・介護休暇等を取得するための条件整備(適正人員配置や対象年齢の引き上げ)」、「育休代替の正規職員

配置」の要求を前進させるために、学習・交流を深め、単組・局支部の予算・人員要求書に反映させるよう運動をすすめます。

- ⑩ 9 条改憲阻止、集团的自衛権行使や辺野古新基地建設反対など、平和運動の拡充のための学習と署名運動、宣伝活動に取り組みます。

3) 現業評議会

現業評議会では、20 年以上に及ぶ現業職員の不補充政策、現業職場のアウトソーシングにより、新規採用が行われていない職種が多くあります。職員の高齢化による組合役員不足という中で、「自治労連全国統一行動」を軸に活動をしてきました。2024 年 3 月 2 日(土)、現業評議会第 23 回定期大会を開催し、運動方針と新体制を確認しこの一年運動をすすめてきました。コロナ禍で屋内開催を余儀なくされていた「東京自治労連 10・15 総決起集会」を都庁第一本庁舎北側歩道において、公民共同の取り組みで開催し、250 人参加で成功することができ、10 月 31 日には、東京都行政部に要請行動を実施しました。

自治労連が取り組んだ、「くらしと生活を守る私たちの公務公共『現業大事だ!』キャンペーン」では、世田谷区職労の土木職場の報告を掲載し、現業職員の必要性や重要性、人員確保の運動をアピールしました。

「住民のいのちとくらしを守るため、公務公共サービスを拡充させ、現業職場の体制整備を求める要請書(現業署名)」は、一定課題を残す結果となりましたが、引き続き職場要求実現と結んで取り組んでいきます。

3 月 20 日(木・祝)に、第 24 回定期大会を開催します。昨年度に引き続き、「東京自治労連 10・15 総決起集会」を、今年も都庁第一本庁舎北側歩道で公民共同の取り組みとして成功させるよう準備をすすめ、併せて、現評、女性部、非正規公共評による対都要請行動に取り組みます。自治労連がすすめる現業署名、「現業大事だ」キャンペーンにも積極的に取り組んでいきます。

4) 非正規公共評

会計年度任用職員については、3 T アンケートの結果も活用して、「任期の定めのない短時間一般職公務員制度」についても検討します。また、全国の経験に学び、非正規・公務公共関係組合員自らが組合員を増やす運動に参加することを追求します。

- ① 正規と変わらない本格的業務を担いながらも、処遇に合わない責務に対する要求や不満、「もっといい仕事がしたい」という非正規・公務公共関係労働者としての要求を大切にしたい懇談会、交流会などで要求集約と組織化をすすめます。
- ② 会計年度任用職員と正規職員との均等待遇の実現に向けて運動をすすめます。
- ③ 地域からの世論を広げるために、「官製ワーキングプアをつくりだすな」の運動を広げます。
- ④ 「生計費に基づく最低賃金要求」確立にむけ、学習・討議を行うとともに、要求実現の力となる組織拡大をすすめます。
- ⑤ 非正規公務公共関係労働者全国交流集会(未定)に積極的に参加します。
- ⑥ 各単組・局支部が作成する機関紙は、庁内世論を高める絶好のツールです。非正規組合員の取り組みなどを掲載し、非正規・公務公共関係労働者の要求運動の共有化を図ります。
- ⑦ 図書館、保育、児童館・学童ユニオンを軸にして、組織化をすすめます。
- ⑧ 公的サービスの産業化の闘いの中で、自治体単組と協力して、会計年度任用職員と外郭団体の正規・非正規職員の組織拡大をすすめ、民間委託反対の力とすることを追求します。

5) 三多摩協議会

三多摩に働く自治体非正規・公務公共関係労働者の自治労連結集をめざし、「共同する会」「保育連絡会」とともに、共闘を追求し交流を図ります。

- ① 幹事会の再開について検討します。
- ② 三多摩労連、三多摩春闘共闘が提起する運動に結集します。
- ③ 「三多摩共同する会」と共催で労働講座を開催します。

3. 自治体の機能と自治体労働者の役割を強化し、自治体労働者の働きがいのある職場づくり、「こんな職場と地域をつくりたい」運動を前進させるたたかい

(1) 労働安全衛生活動を重視し、職場の環境改善、ハラスメントの一掃、不払い残業・長時間労働の根絶・超勤職場訪問、実効ある 36 協定締結の取り組み

1) 労働安全衛生活動の取り組み

- ①各単組・局支部の 2024 年度の運動の重点として労働安全衛生活動を位置づけ、労働安全衛生活動の推進体制を確立します。

- ②労働組合の労安活動を、「安全衛生委員会」や予算・人員要求闘争と結合させて取り組みます。具体的には、2026年度の予算人員に向けた要求書の中で労働安全衛生上の要求を掲げて、「安全衛生委員会」の議題として提起できるよう議論をすすめます。
- ③安全衛生委員会の毎月開催を実現させ、その開催に合わせて、労働組合として委員との意思統一を行い、取り組みの具体化を図ります。
- ④東京自治労連労働安全衛生活動推進委員会を定期開催し、すべての単組・局支部からの参加で方針の確認、活動交流、学習や情報交換を行います。
- ⑤ハラスメント対策、メンタルヘルス対策を推進するための学習啓発の取り組みを前進させます。
- ⑥職員本位の「ストレスチェック制度」にしていくために、集団分析の結果を活用し、職場環境の改善等にいかす取り組みをすすめます。また、ストレスチェック受診率や集団分析の有無など、単組等の状況を調査し、メンタルヘルス不調を未然に防止するストレスチェック制度として職場環境の改善等にいかすより良い制度としての活用をめざします。
- ⑦各単組・局支部で労働安全衛生推進委員会を設置し、活動方針を確立します。50人未満職場の労働安全衛生活動を重点づけて取り組みます。
- ⑧当局の責任による職種・職場ごとの安全衛生教育の実施を求めます。とりわけ新規採用者の雇入時教育を職種別に実施するよう求めます。また雇入時の健康診断の実施義務が事業者にあることを踏まえ、当局に費用負担を求めます。
- ⑨第23回労働安全衛生活動交流集会を開催し(25年9月予定)、各単組・局支部の交流と到達点の確認、今後の取り組みの方向について確認します。
- ⑩非正規雇用・公務公共関係労働者の労働安全衛生の取り組みを強化します。
- i 各単組での労働安全衛生活動推進委員会等に対応する公共一般の支部からの参加を追求します。
 - ii 各安全衛生委員会の委員に非正規労働者の委員の選出を追求します。
 - iii 非正規・公務公共関係労働者の健康診断実現、公務災害・労災などの取り組みをすすめます。
- ⑪働くもののいのちと健康を守る東京センターに結集し、公営企業財団法人社会医学研究センターなどと共同して取り組みます。
- ⑫自治労連が作成する「公務災害申請の手引き」、「労働安全衛生活動の手引き」(仮称)リーフの学習をすすめます。
- 2) 36 協定締結、長時間労働縮減の取り組み
- ①人事当局が根拠としている労働基準法 33 条 3 項に定める「公務のために臨時の必要がある場合」に、恒常的に業務量が多く残業が発生する場合はあたらなことを主張し、本庁職場での 36 協定締結をめざします。
- ②36 協定締結に当たっては、具体的事由、特例条項をできる限り具体的に明記させるとともに、時間外手当の措置については不払いが発生しないよう協議します。
- ③厚労省の「賃金不払い残業の解消を図るための措置等に関する指針」(2003 年 10 月)、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(2017 年 1 月 20 日)を活用した取り組みを強めるとともに、引き続き 36 協定締結に向けて、「超過勤務縮減・不払い残業根絶に向けた、実効ある 36 協定締結の取り組み方針」(2016 年 6 月)を積極的に活用するための学習の際には東京自治労連から講師を派遣します。

(2) 職場組合員の声を職場要求に、その実現に向けた日常的取り組み

- 1) 職場での懇談を重視し、仕事の悩みや思いを出し合う対話と交流を通じ、職場の改善にむけた課題や要求の集約を図ります。役員がいる職場などを中心に、所属長に要求を提出し、懇談・交渉をすすめます。
 - 2) 自治労連が提起する「職場を守る」取り組みを、署名を中心にすすめます。
 - 3) 病院・保健所・窓口等の業務を拡充するため、人員体制の確保に向けた職場からの予算人員要求の取り組み
- ① 自治研推進委員会で予算人員要求闘争の到達や先進事例を交流します。予算人員要求の経験を一覧表にまとめ、単組・局支部の運動に活用できるようにします。
 - ② 自治労連が予算人員闘争の前進に向けて、全国の先進的な事例や、政府の動きなどの資料をまとめた、「予算人員闘争資料集」を活用します。
 - ③ 障害者雇用にあたっては、十分な職場の執行体制が確保されるよう、人員配置を含む条件整備を追求します。
 - ④ 自治体の予算分析をすべての単組で行うことをめざします。また、東京都の予算分析を各支部の協力も得て行います。

(3) 住民福祉の向上と人員体制改善に向けた、職場要求実現と次世代育成のとりくみ

- 1) 職場組合員から寄せられた声を拾いあげ、要求作りを進めます。
- 2) 青年同士が職場の悩みやグチを気兼ねなく語りある場、交流の場を作ります。
- 3) 正規職員と非正規職員が連携し、会計年度任用職員の処遇改善と組織拡大を車の両輪にして運動を進めます。

4) 職場要求実現活動を進めて、未加入者からの信頼信頼関係をつくり、組合加入と次世代育成に取り組みます。

(4) デジタルを梃子にした公共サービスの民間化・営利化を許さず、住民福祉の向上や非常時の職員体制確立など「公共の再生」をめざすとりくみ

- 1) 職場懇談会やアンケート等を行なって職場要求を明らかにし、予算人員要求の前進に取り組みます。
- 2) 自治体業務の委託提案については、情報提供と十分な協議を行います。各単組・局支部と全国で実践された委託化阻止・直営堅持の経験・教訓に学んで取り組みます。
- 3) 自治体 DX は、住民福祉の増進を図ること、自治体職員が「全体の奉仕者」の役割を発揮できることを目的に活用するよう求めます。デジタル化によって公務公共サービスの切り捨てや自治体職員を削減しないよう取り組みます。
- 4) 自治体情報システム標準化の流れの中で、公共サービスの全般を民間 ICT 企業が提供する SaaS へ切り替える動きが強まっています。デジタルを梃子にした構造改革の実態と問題点を明らかにし、住民の福祉の向上と職員の業務の効率化になるよう取り組みをすすめます。
- 5) 自治体におけるデジタル技術の導入の是非は、事前の情報提供を行い、労使協議を経て決めるよう求めます。
- 6) SaaS 等の住民や自治体のデータの収集を前提としたテクノロジーの導入にあたっては、個人情報の目的外利用などを含め個人情報保護とプライバシー権を侵害しないよう求めます。住民の個人情報の収集と利活用は、利用目的を明らかにし、住民に対する十分な説明と同意手続きなく行わないよう求めます。個人情報は基本的人権の一つとして保障されるべきであることから住民の自己情報コントロール権の確立を求めます。
- 7) 地方自治体が保有する住民の個人情報の取り扱いとは自治事務であることから、地方自治の本旨に基づき、各自治体が自主的に取り扱うよう求めます。個人情報を保護することは自治体の責務として、取り扱いのルールを後退させず、個人情報の集約化や流用、外部への提供を行わないよう取り組みます。
- 8) 標準化法に基づく、地方自治体情報システムの統一標準化にかかる諸経費については、国が全額負担するよう求めます。2025年度末までの期日については、期日第一ではなく安全第一で自治体の実状に応じて延伸するよう求めます。ガバメントクラウドへの移行については、自治体の判断を尊重するよう求めます。ガバメントクラウドの利用料とランニングコストが、現行の自治体基幹業務システムのランニングコスト上回る場合の費用は、全額国が補填するよう求めます。自治体が独自に住民福祉を維持・向上するための施策に必要な「オプション機能」をガバメントクラウドで構築することにより、現行システムの運用経費よりも上回る費用については国が全額負担するよう求めます。自治体の福祉施策を追加する際にガバメントクラウドに構築するオプション機能の通信費用等については、国が負担するよう求めます。カスタマイズも含め国が負担するよう取り組みます。
- 9) 住民情報や行政情報を保護するためにも、ガバメントクラウドのみに依存することなく、現行のオンプレミスシステムやプライベートクラウドを確保する等、自治体の情報を保護するよう求めます。災害等によって電力が停止でシステム障害やデータの喪失などが起きないよう体制づくりを求めます。
- 10) 自治体 DX を担う人材の採用にあたっては、利害関係のある民間企業との兼業を認めないよう求めます。民間人材を任用する場合、常勤職員と同様に守秘義務規定や職務専念義務等を順守するよう求めます。地方公務員法が適用除外になる特別職非常勤職員として任用しないよう取り組みます。東京都が創設した身分併有型特定任期付職員制度は、公務の運営の原則から外れます。自治体として長期的に行う事業を担う職員については、身分併有型特定任期付職員の任用ではなく、常勤職員として任用するよう求めます。ICT 人材を常勤職員で任用をするよう求めます。
- 11) 民間人材の任用の際は、出身企業はもとより利害関係のある企業等との会食や接待等、行政の中立・校正をゆがめる恐れのある行為を厳しく制限するよう取り組みます。
- 12) 自治体 DX を進める CIO（情報監）や CIO 補佐官を任用する場合は、常勤職員として任用するよう求めます。
- 13) 自治体業務は「クラウドバイデフォルト」の原則の下で、業務のクラウド化が進みます。クラウドシステムの導入や開発、メンテナンスについて、民間テクノロジー企業の人材任せにするのではなく、業務に責任を持つ職員が自ら監理・監督できるよう ICT 人材を確保するよう求めます。
- 14) マイナンバーカードの取得強制を職員に行わない取り組みをすすめます。マイナンバーカードの取得は、個人が申請に基づいて行われるものです。申請は任意で行うものです。当局がマイナンバーカードの取得調査や取得の推進などを職員に働かせるよう取り組みます。職員の各種手続きに対して、マイナンバーカードの記入を強制しないよう取り組みます。
- 15) 2025 年度はマイナンバーカードの有効期限切れになる住民が約 1300 万人発生します。有効期限切れによって身分証が使えないなどの不利益が起きないように、自治体に対策を求めます。
- 16) デジタル庁は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」で、マイナンバーカードをスマートフォンのアプリとして搭載し、国民健康保険や税務情報等の住民のあらゆる情報を紐づけ、すべての国民から情報を収集する

システムの作成を進めています。マイナンバーカードの狙いを知らせて、取得の強制しないよう取り組みます。住民情報を合意なく、マイナンバーカードに連携させないよう取り組みます。紙の保険証の継続利用を求めます。

17) テレワークにあたっては、「LGWAN 節系の専用端末」の利用に限定するよう取り組みます。

18) 東京自治労連版「自治体 DX の対応方針（仮）」の検討を進めます。

（５）東京地方自治研究集会を節目に自治研活動を発展させるとりくみ

- 1) 職場の現状と課題を明らかにして改善するための取組として、自治研活動を強めます。「自治研活動とは何か」の動画を活用します。
- 2) 東京自治労連の自治研推進委員会を定期開催し、国や都、区市で起きている自治体構造改革の動きについての情報共有から、単組・局支部の取り組みを交流、意見交換します。
- 3) 職域部会を中心に、職域の課題や仕事のあり方について交流・学習を呼びかけます。
- 4) 若手組合員の参加を重視し、次世代育成につなげます。
- 5) 第 15 回東京地方自治研究集会（2025 年 12 月 21 日）の成功へ向け全力を挙げます。2026 年に開催予定の第 18 回地方自治研究全国集会 in 広島につなげます。
- 6) 第 67 回自治体学校 in 東京（2025 年 7 月 26 日・27 日）に全ての単組局支部から複数の参加を目指します。

4. いのちとくらしを守る社会保障の実現、国民的課題・制度政策の前進

（１）ぜい弱な医療・公衆衛生の機能と体制の強化、地域医療を守る公的・公立病院の拡充、国民皆保険制度の崩壊につながるマイナ保険証廃止のとりくみ

- 1) 社会保障全体にかかわるとりくみ
 - ① 最終年となる「軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める請願」署名に取り組みます。
 - ② 医療・社会保障関係団体で構成する実行委員会形式で開催される「憲法いかし、いのちまもる国民集会」に単組・局支部とともに参加します。
- 2) 医療制度の改悪を具体化させず、地域医療を守るとりくみ
 - ① 地方独立行政法人化された「都立病院機構」病院の問題点を明らかにする取り組みを、「人権としての医療・介護東京実行委員会」とともにすすめます。
 - ② 医療三単産（自治労連、医労連、全大教）で取り組む「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を」の署名を東京医療関連協などと広げます。
 - ③ 医労連・中央社保協・地域医療を拡充する会・自治労連の 4 者で開催される「第 15 回地域医療を守る全国交流集会」に参加し、地域医療を守る地域からの運動の意思統一を行います。
 - ④ 医師・看護師不足解消、医療従事労働者の労働条件改善、人員確保等に向けて東京医療関連協に結集して取り組みをすすめます。
 - ⑤ マイナ保険証の廃止、国民皆保険制度を守る取り組みを、東京社保協などに結集して取り組みをすすめます。また、自己負担の強化による医療費抑制政策を許さず、国民負担軽減に向けた運動をすすめます。
- 3) 公衆衛生の機能と体制の強化をめざすとりくみ
 - ① 保健所機能の拡充と人員増を求め、配置基準の改善や専門職員の充実など、自治労連に結集し、国、東京都、自治体への取り組みを強めます。
 - ② 東京都に対しては、多摩地区の保健所の増設など独自課題を明らかにし、住民団体と共に取り組みを広げます。
 - ③ 自治労連公衆衛生活動全国交流集会に参加します。また、公衆衛生部会の行う厚生労働省要請に参加します。

（２）介護、障がい、生活保護など社会福祉の切り下げを許さず、社会保障制度の拡充を求めるとりくみ

- 1) 介護制度改悪を許さないとりくみ
 - ① 介護保険特別会計から一般会計への繰入で、介護保険料や利用料など減免制度の改悪を許さない取り組みをすすめます。さらに社会福祉各制度にかかる事業や情報を活用した営利企業の利潤追求に利用させないよう「介護をよくする東京の会」とともにすすめます。
 - ② 全労連・社保協・自治労連等が提起する「介護制度の見直しに対する請願署名」を積極的に推進し、通常国会では、全労連介護・ヘルパーネット等とともに厚労省要請、国会議員要請などを行います。
 - ③ 要介護 1.2 の切り捨てを許さず、混合介護の拡大、ケアプランの有料化などの制度改悪に反対し、「介護をよくする東京の会」などと、学習と地域への情報提供をすすめます。
 - ④ 介護保険財政への国庫負担率を引き上げるよう自治体要請、東京都への要請を強めます。

- ⑤ 「自治労連・介護関係労働者全国交流集会」への参加をすすめます。
- ⑥ 全労連が提起する「介護に働くなかまの全国交流集会（全労連・中央社保協など実行委員会主催）」の成功などに向けて取り組みます。
- ⑦ 中央社保協等が毎年行う「介護・認知症電話相談」に相談員を派遣するなど協力します。
- 2) 後期高齢者医療制度、国民健康保険に対すとりくみ
 - ① 75歳以上の自己負担のさらなる強化を許さず、社保協や高齢期運動連絡会と取り組みを強めます。
 - ② 高齢者等への医療費負担増に反対し、後期高齢者医療制度の撤廃と安心できる高齢者医療の実現をめざし、提起される署名等に取り組みます。
 - ③ 国民健康保険への国庫負担を増やすことを求めるとともに、自治体の一般財源からの繰り入れの削減を許さないよう東京社保協などとともに、国や東京都へ働きかけます。また、過度な督促や短期証の発行をさせず、自治体の減免措置の拡大に取り組みます。
- 3) 生活保護制度の拡充等をすすめるとりくみ
 - ① 社会保障審議会生活保護基準部会の動きを注視し、生活保護がセーフティーネットとしての役割を果たすよう、社保協などと連携した取り組みをすすめます。
 - ② 生活保護基準の引き下げが、生活保護受給者はもちろん、最低賃金や就学援助等に悪影響を及ぼし、国民生活が脅かされます。改定された自治労連「生活保護政策提言集」（案）の学習をすすめ、生活保護職場の組合員を励ますとともに、生活保護基準の改善に向け地域住民との共同を追求します。
 - ③ ケースワーカーの担当標準数 80 世帯を守ること。「標準数」を「法定数」にする取り組みを自治労連に結集して取り組むとともに、各単組で必要な人員配置と仕事を継承できる職員構成を要求します。
 - ④ 生存権裁判を支える東京連絡会に結集し、新生存権裁判支援とともに、生活保護基準引き下げ、生活保護法改悪反対、生活保護法を生活保障法への運動に取り組みます。
- 4) 年金制度改悪を許さず拡充を求める取り組み
 - ① さらなる支給開始年齢の繰り延べ、支給額の切り下げなど年金制度の改悪を許さないたたかいを全労連、自治労連、東京社保協とともにすすめます。
 - ② 基礎年金への国庫負担率 1/2 の法定化、給付切り下げとなる「マクロ経済スライド」の廃止を求めて取り組みます。
- 5) 障がい者福祉制度の改善、総合福祉法創設に向けた取り組み
 - ① 障害者総合支援法を速やかに廃止し、「障害者総合福祉法」の制定を求める運動を全労連、自治労連、東京地評、社保協などとすすめます。
 - ② 障害者総合支援法における「介護保険法優先適用規定」撤廃に、障都連など取り組みます。
 - ③ 障がい者、高齢者、子ども、生活困窮者など地域で互いに支え合う「我が事・丸ごと共生社会」の「自助・互助・共助」による社会づくりではなく、自治体の公的責任を果たすよう、国・東京都・市区町村への要請などに取り組みます。

（3）公的責任が明確な保育の解体を許さず、全ての子どもに権利としての保育と、それを支える保育労働者の権利保障、保護者の子育てする権利を一体に守るとりくみ

- 1) 国・東京都に向けたとりくみ
 - ① 「よりよい保育を！実行委員会」が提起する国会請願署名や公的保育・福祉を守る東京実行委員会の都議会署名を軸に、「保育の質」を守り、地域で保間協等と公的責任を追求する取り組みを広げます。
 - ② 制度拡充の予算措置、公定価格の改善、保育時間区分の一本化、保育士等の処遇の改善などの要求を掲げ、国に向けた取り組みをすすめます。
 - ③ 2025 年 11 月の保育大集会（予定）、政府・国会要請に参加します。
 - ④ 「幼児教育・保育の無償化」は、完全無償化を求めるとともに、国に財政負担を求めます。
 - ⑤ 東京都に対して保育にかかわる都区財政調整制度・子育て推進交付金の維持、公立保育所整備とともに、私立保育所の充実のため、公私格差を是正する財源措置を求めます。
 - ⑥ 「保・幼・小の連携」の名のもと、小学校への接続を第一とする保育ではなく、子どもたちが自ら成長する力を最大限発揮できる保育を実現するために、保育内容への介入を許さない取り組みをすすめます。
 - ⑦ 保育の公的責任を形骸化する「子ども誰でも通園制度」の制度破壊を許さず、どの子も保育を受ける権利を保障する保育・子育て支援制度の構築にむけた議論を広げます。
- 2) 自治体にむけた取り組み
 - ① 保育にかかる自治体の裁量がより強まったもとで、制度の改善・拡充をめざし区市に対する取り組みを、共同を広げながらすすめます。
 - ② 公立・認可保育園の建設、公立保育園を活用した待機児童解消を求め、広範な住民・保護者に対話を呼びか

けて地域から運動を広げ、自治体や自治体議会に迫ります。

③ 公立保育園の民営化・認定こども園化反対の取り組みを強めます。

3) 保育労働者の課題、次世代にむけた取り組み

① 会計年度任用職員など非正規保育労働者の要求運動と組織化を結合して推進します。

② 次世代育成の取り組みの一環として、「保育連続講座」を中心に、若手保育士のネットワークを広げます。

③ 「自治体保育労働者の全国集会」に積極的に参加し、全国の取り組みから学び、交流します。

④ 保育闘争委員会を開催し、東京自治労連としての取り組みの基本を明確にします。引き続き保育闘争委員会ニュースを発行し、各地の取り組みの共有化をはかります。

4) 子育て支援・児童福祉の拡充を求めるとりくみ

① 児童虐待が急増しているもとで、児童相談所や区市町村の「子ども家庭支援センター」など業務体制の改善と連携、一時保護所の拡充等に向けて、都への要請を具体化するとともに、国への要請など自治労連とともに取り組みます。

② 児童相談所の特別区設置をはじめ、子ども家庭支援センターなど市区町村の子どもの権利擁護の取り組みがすすむよう、情報交換や交流をすすめます。

③ 東京都との都区財政調整協議による基準財政需要額の適正化など財源や体制の拡充について意見を反映させていきます。

(4) 消費税を当面 5%に引き下げ、インボイス制度廃止、大企業や富裕層優遇の不公平税制の抜本改正、累進課税強化を求めるとりくみ

1) 消費税 5%への引き下げ、社会保障の財源を消費税に求めるのではなく、大企業・大資本家の応分の負担を求める取り組みを、自治労連、社保協、消費税廃止東京各界連絡会に結集して広げます。そのために、「新たな消費税引き下げ署名(仮)」に取り組むとともに、毎月の宣伝行動や中央集会への参加など取り組みを強めます。

2) インボイス制度が、益税捕捉の名のもとフリーランスや小規模業者に過重な負担と経済的損失を与えている実態を明らかにし、廃止に向けた取り組みをすすめます。

の実態を明らかにし、廃止の取り組みをすすめます。

3) 税金の集め方について、応能負担原則を貫いた制度への抜本的見直しを求める取り組みを進めます。

(5) 民主的教育の確立、食料自給率の向上、原発ゼロ、気象危機など様々な制度政策要求の実現をめざし、住民や運動団体とともに取り組みます。

1) 子どもの教育を受ける権利を保障し、民主的教育行政を守るため、小学校教科書の採択の取り組みや「東京教育集会 2026」をはじめとした取り組みに参加します。また、教員の長時間労働や欠員問題にも教育連絡会や地評などと取り組みます。

2) 給付型奨学金制度の拡充や、教育の無償化の取り組みをすすめます。

3) 自治労連などが提起する「国産食料の増産」「食料自給率向上」「日本の農業を守る」署名などをひろげます。

4) 原発をなくす全国連絡会に結集して取り組みます。また、原発ゼロ、再稼働反対など、全労連・自治労連、東京地評等の呼びかけに応じて取り組みます。

5) 福島原発事故の裁判支援には、都民連や東京地評とともに、協力していきます。

6) 地球温暖化、気候危機阻止等に向けた取り組みに、全労連・自治労連、東京地評等の呼びかけに応じて取り組みます。

7) 災害復旧・復興への取り組みは、被災地支援だけでなく、被災者の生活と生業を再建するために、被災者生活再建支援法の拡充を国に求める取り組みをすすめます。

8) 東京災害対策連絡会などが呼びかける取り組みへの参加を追求します。

(6) ジェンダー平等実現に向けたとりくみ

1) 自治労連が進めるジェンダー 4 署名(「戦時慰安婦」問題の最終解決、女性差別撤廃条約選択議定書批准、民法の差別的規定の廃止・法改正、所得税法第 56 条の廃止)に単組とともに取り組みます。

2) 全労連が作成した「ジェンダー平等ガイドブック」を学習資料として、女性部とも連携して学習します。

3) あらゆる取り組みでジェンダー平等の視点を大切にしたい取り組みを提起できるようにします。

5. 被爆・終戦 80 年の今年、自治体労働者として、改憲阻止、平和と民主主義を守り、基本的人権が尊重され国民が安心できる政治を実現するとりくみ

(1) 憲法改悪をゆるさず、大軍拡阻止、平和憲法を守るとりくみ

- 1) 「憲法東京共同センター」に結集し、運動をすすめます。
- 2) 総がかり実行委員会の新署名に取り組みます。

「税金は軍拡ではなくくらしに 戦争の準備は中止して、兵は、いのち、くらしを守る政治への転換を求める請願署名」(略称：軍拡反対請願署名)を職場や地域でも積極的に取り組みます。「憲法をいかす自治体労働者東京連絡会」定例宣伝行動でも地域と共同して取り組みます。

- 3) 「9の日宣伝」「19日行動」に取り組み、石破首相や改憲派がすすめる憲法改悪に反対し、憲法をいかす政府・自治体を求める世論を広げます。
- 4) 5・3憲法集会(有明防災公園)、11・3憲法集会にこれまで以上の参加を呼びかけます。
- 5) 自治労連本部の「戦争国家づくり・改憲を阻止し、憲法をいかして基本的人権が尊重される社会を実現しよう『憲法闘争の具体化と実践に向けたとりくみについて(案)』」の職場討議をすすめ、運動の具体化を図ります。
- 6) 各地域の「9条の会」等の平和・民主団体とともに運動し活動を広げます。

(2) 職場・地域から核兵器廃絶に向けたとりくみ

- 1) 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」を職場・地域ですすめます。更なる推進のために街頭宣伝などに取り組みます。
- 2) 被爆の実相を一人でも多くの組合員に伝え、核兵器廃絶の運動を広げるため原水爆禁止世界大会への参加者を増やします。特に次の世代に引き継ぐため、青年層の参加者を積極的に募ります。
- 3) 原水爆禁止世界大会中に開催される自治労連本部主催の「自治体労働者平和のつどいに」積極的に参加します。
- 4) 原水爆禁止協議会や非核の政府を求める会がすすめる、各自治体での「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書決議」の採択を求める取り組みに協力します。
- 5) 原水爆禁止国民平和大行進や3・1ビキニデーなど、核兵器廃絶に向けた取り組みに積極的に参加します。

(3) 「憲法をいかす自治体労働者東京連絡会」(以下連絡会)のとりくみ

- 1) 東京自治労連は連絡会の事務局団体として、東京のすべての自治体・公務公共関係労働者、労働組合を視野に、結集と拡大をめざし都と区の中立・未批准組合、三多摩の自治体労働組合との共同を重視して取り組みます。21回総会や講演会への参加を広く呼びかけ、成功に向けて取り組みます。
- 2) 連絡会の主催する講演会・総会への参加者を増やして学習し、改憲の世論を広げます。
- 3) 毎月実施する定例宣伝行動への組合員参加者を増やし、さらに各地域の平和団体等とも共同して宣伝活動を広げます。

(4) 米軍基地をなくし、軍拡を止め、平和な日本をつくるとりくみ

- 1) 安保破棄東京実行委員会に参加し、日米安保条約の破棄、日米地位協定の抜本改正に向けてとりくみを進めます。また、横田・沖縄など日本のすべての米軍基地撤去、辺野古新基地建設中止を求めるとりくみをすすめます。
- 2) 南西諸島の軍備増強をはじめ、辺野古新基地建設など、日本の軍事基地化や米軍基地再強化を許さない闘いをすすめます。
- 3) オスプレイ反対東京連絡会等の取り組みに積極的に参加し、横田基地への配備撤回を求め「オスプレイはいらない!東京大集会(仮)」(2025年秋予定)に積極的に参加します。
- 4) 日本平和大会IN愛知(2025年10月25日~26日)に参加します。特に青年の積極的な参加を募ります。

(5) 民主主義を守るたたかいや争議団勝利をめざすとりくみ

- 1) 基本的人権や民主主義への攻撃を許さず、力を結集してたたかいます。国政選挙での一票の格差是正、比例定数削減反対、総選挙区の廃止など民意を反映する選に抜本的に改革するため、全労連・東京地評に結集してとりくみます。
- 2) 全労連や東京地評が取り組む争議支援行動に結集し、すべての争議の早期勝利解決に向けてとりくみます。

(6) 都議会議員選挙・参議院選選挙

選挙権を行使するため「選挙にいこう」を呼びかけ、組合員・住民要求実現のための都政、政治を実現するよう取り組みます。

以上